

第1章 法令

旅行業法	(昭和27年法律239号)	1
------	---------------	---

第1章 総則

第1条 (目的)	2
----------	---

第2条 (定義)	2
----------	---

第2章 旅行業等

第3条 (登録)	4
----------	---

第4条 (登録の申請)	5
-------------	---

第5条 (登録の実施)	8
-------------	---

第6条 (登録の拒否)	9
-------------	---

第6条の2 (登録の有効期間)	11
-----------------	----

第6条の3 (有効期間の更新の登録)	11
--------------------	----

第6条の4 (変更登録等)	12
---------------	----

第7条 (営業保証金の供託)	14
----------------	----

第8条 (営業保証金の額等)	14
----------------	----

第9条 (営業保証金の追加の供託等)	17
--------------------	----

第10条 (取引額の報告)	18
---------------	----

第11条 (旅行業者代理業者の事業の開始)	19
-----------------------	----

第11条の2 (旅行業務取扱管理者の選任)	19
-----------------------	----

第11条の3 (旅行業務取扱管理者試験)	20
----------------------	----

第12条 (料金の揭示)	22
--------------	----

第12条の2 (旅行業約款)	23
----------------	----

第12条の3 (標準旅行業約款)	23
------------------	----

第12条の4 (取引条件の説明)	25
------------------	----

第12条の5 (書面の交付)	30
----------------	----

第12条の5の2 (旅行業務取扱管理者の証明書の提示)	31
-----------------------------	----

第12条の6 (外務員の証明書携帯等)	31
---------------------	----

第12条の7 (企画旅行の広告)	32
------------------	----

第12条の8 (誇大広告の禁止)	33
------------------	----

第12条の9 (標識の揭示)	34
----------------	----

目 次

第12条の10（企画旅行の円滑な実施のための措置）	34
第12条の11（旅程管理業務を行う者）	35
第12条の12（登録研修機関の登録）	36
第12条の13（欠格条項）	36
第12条の14（登録基準等）	36
第12条の15（登録の更新）	37
第12条の16（研修業務の実施に係る義務）	37
第12条の17（登録事項の変更の届出）	38
第12条の18（研修業務規程）	38
第12条の19（業務の休廃止）	39
第12条の20（財務諸表等の備付け及び閲覧等）	39
第12条の21（適合命令）	40
第12条の22（改善命令）	40
第12条の23（登録の取消し等）	41
第12条の24（帳簿の記載）	41
第12条の25（報告の徴収）	41
第12条の26（立入検査）	41
第12条の27（観光庁長官による研修業務の実施）	42
第12条の28（公示）	42
第13条（禁止行為）	43
第14条（名義利用等の禁止）	44
第14条の2（企画旅行を実施する旅行業者の代理）	44
第14条の3（旅行業者代理業者の旅行業務等）	45
第15条（事業の廃止等）	46
第15条の2（旅行業者代理業の登録の失効）	47
第16条（営業保証金についての権利の承継等）	48
第17条（営業保証金の還付）	49
第18条（営業保証金の不足額の供託等）	49
第18条の2（営業保証金の保管替え等）	49
第18条の3（業務改善命令）	50
第19条（登録の取消し等）	51
第20条（登録の抹消等）	52
第21条（旅行業者登録簿等の閲覧）	53

第22条（登録免許税及び手数料）	53
第3章 旅行業協会	
第22条の2（指定）	54
第22条の3（業務）	55
第22条の4（社員の資格及び加入）	55
第22条の5（社員の加入及び脱退の報告）	55
第22条の6（苦情の解決）	56
第22条の7（旅行業務の研修）	56
第22条の8（弁済業務保証金の供託）	57
第22条の9（弁済業務保証金の還付）	57
第22条の10（弁済業務保証金分担金の納付等）	59
第22条の11（還付充当金の納付等）	59
第22条の12（弁済業務保証金の取戻し等）	60
第22条の13（弁済業務保証金準備金）	61
第22条の14（営業保証金の供託の免除）	63
第22条の15（保証社員となつた場合の営業保証金の取戻し等）	63
第22条の16（保証社員の旅行業約款の記載事項）	63
第22条の17（弁済業務規約の認可）	64
第22条の18（事業計画等）	64
第22条の19（役員を選任及び解任）	65
第22条の20（監督命令）	65
第22条の21（指定の取消し）	65
第22条の22（指定の取消し等の場合の営業保証金の供託等）	66
第22条の23（指定の取消し等の場合の弁済業務）	66
第22条の24（指定の取消し等の場合の弁済業務保証金等の交付）	68
第4章 雑 則	
第23条（意見の聴取）	68
第23条の2（聴聞の特例）	69
第23条の3（経過措置）	70
第24条（都道府県が処理する事務）	70
第25条（団体の届出）	70
第25条の2（試験事務の代行）	71
第26条（報告徴収及び立入検査）	73

目 次

第26条の2（消費者庁長官への資料提供等）	74
第27条（国土交通省令への委任）	75
第5章 罰 則	
第28条	75
第29条	75
第30条	76
第31条	76
第32条	77
第33条	78
第34条	78
附 則	78
別 表	116
旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令61号）	1
別 表	117
様 式	118
旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則 （平成21年内閣府・国土交通省令1号）	1、24、32、113、115
制度区分別索引表	巻 末

〔内容は平成25年4月1日現在〕

旅行業法

〔昭和27年7月18日〕
〔法律第239号〕

〔沿革〕 昭和31年5月法律第90号、34年3月第38号、37年9月第161号、39年5月第78号、42年6月第36号、46年5月第59号、57年4月第33号、61年12月第93号、平成5年11月第89号、6年11月第97号、7年5月第84号、9年11月第105号、11年7月第87号、12月第151号、第160号、12年5月第91号、11月第126号、14年6月第65号、16年6月第72号、第88号、12月第147号、18年6月第50号、20年5月第26号、21年6月第49号、23年6月第61号改正

旅行業法をここに公布する。
旅行業法

旅行業法施行規則

〔昭和46年11月10日〕
〔運輸省令第61号〕

〔沿革〕 昭和47年3月運輸省令第7号、11月第59号、48年12月第56号、50年7月第23号、52年7月第21号、53年3月第11号、54年4月第16号、7月第32号、56年3月第7号、9月第42号、58年2月第5号、59年3月第4号、6月第18号、12月第38号、60年6月第22号、62年3月第25号、平成元年7月第24号、3年3月第2号、5年7月第23号、6年3月第9号、第12号、9月第46号、7年3月第14号、8年2月第9号、9年12月第75号、12年3月第11号、第14号、11月第39号、13年3月国土交通省令第37号、第42号、第72号、14年8月第93号、12月第121号、16年3月第34号、12月第98号、17年3月第12号、第21号、18年4月第58号、7月第80号、19年3月第10号、20年9月第77号、12月第97号、21年8月第53号、24年3月第25号、6月第68号、12月第89号改正

旅行業法（昭和27年法律第239号）第4条第2項、第6条の3第1項、第11条第1項及び第6項、第12条の2第1項、第12条の3、第12条の5、第12条の6第1項、第12条の8、第22条、第25条、第26条第1項並びに第26条の2の規定に基づき、旅行業法施行規則を次のように定める。

旅行業法施行規則

旅行業者等が旅行者と締結する
契約等に関する規則

〔平成21年8月28日〕
〔内閣府・国土交通省令第1号〕

〔沿革〕 平成24年6月内閣府・国土交通省令第2号改正

旅行業法（昭和27年法律第239号）第12条の2第1項、第12条の4、第12条の5、第12条の7及び第12条の8並びに旅行業法施行令（昭和46年政令第338号）第1条第1項（第2条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則を次のように定める。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、旅行業等を営む者について登録制度を実施し、あわせて旅行業等を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進することにより、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律で「旅行業」とは、報酬を得て、次に掲げる行為を行う事業（専ら運送サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送サービスの提供について、代理して契約を締結する行為を行うものを除く。）をいう。

- (1) 旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス（以下「運送等サービス」という。）の内容並びに旅行者が支払うべき対価に関する事項を定めた旅行に関する計画を、旅行者の募集のためにあらかじめ、又は旅行者からの依頼により作成するとともに、当該計画に定める運送等サービスを旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等サービスを提供する者との間で締結する行為
- (2) 前号に掲げる行為に付随して、運送及び宿泊のサービス以外の旅行に関するサービス（以下「運送等関連サービス」という。）を旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等関連サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等関連サービスを提供する者との間で締結する行

為

- (3) 旅行者のため、運送等サービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為
 - (4) 運送等サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送等サービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為
 - (5) 他人の経営する運送機関又は宿泊施設を利用して、旅行者に対して運送等サービスを提供する行為
 - (6) 前3号に掲げる行為に付随して、旅行者のため、運送等関連サービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為
 - (7) 第3号から第5号までに掲げる行為に付随して、運送等関連サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送等関連サービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為
 - (8) 第1号及び第3号から第5号までに掲げる行為に付随して、旅行者の案内、旅券の受給のための行政庁等に対する手続の代行その他旅行者の便宜となるサービスを提供する行為
 - (9) 旅行に関する相談に応ずる行為
- 2 この法律で「旅行業者代理業」とは、報酬を得て、旅行業を営む者のため前項第1号から第8号までに掲げる行為について代理して契約を締結する行為を行う事業をいう。
- 3 この法律で「旅行業務」とは、旅行業を営む者が取り扱う第1項各号に掲げる行為（第14条の2第1項の規定により他の旅行業者を代理して企画旅行契約を締結する行為を含む。）又は旅行業者代理業を営む者が取り扱

旅行業法

う前項に規定する代理して契約を締結する行為をいう。

4 この法律で「企画旅行契約」とは、第1項第1号、第2号及び第8号（同項第1号に係る部分に限る。）に掲げる旅行業務の取扱いに関し、旅行業を営む者が旅行者と締結する契約をいう。

5 この法律で「手配旅行契約」とは、第1項第3号、第4号、第6号（同項第3号及び第4号に係る部分に限る。）、第7号（同項第3号及び第4号に係る部分に限る。）及び第8号（同項第3号及び第4号に係る部分に限る。）に掲げる旅行業務の取扱いに関し、旅行業を営む者が旅行者と締結する契約をいう。

第2章 旅行業等

（登録）

第3条 旅行業又は旅行業者代理業を営もうとする者は、観光庁長官の行う登録を受けなければならない。

旅行業法施行規則

（新規登録及び更新登録の申請手続）

第1条 旅行業法（昭和27年法律第239号。以下「法」という。）第3条の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録（以下「新規登録」という。）又は法第6条の3第1項の規定による有効期間の更新の登録（以下「更新登録」という。）の申請をしようとする者は、次の区分により、当該各号に掲げる行政庁に、第1号様式による新規登録（更新登録）申請書を提出しなければならない。この場合において、更新登録の申請については、有効期間の満了の日の2月前までに提出するものとする。

- (1) 業務の範囲が次条に規定する第1種旅行業務である旅行業の新規登録又は更新登録の申請をしようとする者 観光庁長官
- (2) 業務の範囲が次条に規定する第2種旅行業務、第3種旅行業務又は地域限定旅行業務である旅行業の新規登録又は更新登録の

旅 行 業 法

(登録の申請)

第4条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を観光庁長官に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 主たる営業所及びその他の営業所の名称及び所在地
- (3) 事業の経営上使用する商号があるときはその商号
- (4) 旅行業を営もうとする者にあつては、企画旅行（第2条第1項第1号に掲げる行為を行うことにより実施する旅行をいう。以下同じ。）に参加する旅行者の募集をすることにより実施するものであるかどうかその他の旅行業務に関する取引の実情を勘案して国土交通省令で定める業務の範囲の別
- (5) 旅行業を営もうとする者にあつては、旅行業者代理業を営む者に旅行業務を取り扱わせるときは、その者の氏名又は名称及び住所並びに当該旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地
- (6) 旅行業者代理業を営もうとする者にあつては、その代理する旅行業を営む者の氏名又は名称及び住所

旅行業法施行規則

申請をしようとする者 主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事

- (3) 旅行業者代理業の新規登録の申請をしようとする者 主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事

(参考) 第1号様式 118頁参照

(業務の範囲)

第1条の2 法第4条第1項第4号の国土交通省令で定める業務の範囲（以下「登録業務範囲」という。）の別は、次のとおりとする。

- (1) 第1種旅行業務（法第2条第1項各号に掲げる行為（法第14条の2第1項の規定により他の旅行業者を代理して企画旅行契約を締結する行為を含む。以下この条において同じ。）
- (2) 第2種旅行業務（法第2条第1項各号に掲げる行為のうち本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。次号において同じ。）の実施に係るもの以外のもの）
- (3) 第3種旅行業務（法第2条第1項各号に掲げる行為のうち企画旅行（一の企画旅行ごとに一の自らの営業所の存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域、こ

2 申請書には、事業の計画その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

れに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域（次号において「拠点区域」という。）内において実施されるものを除く。）の実施に係るもの以外のもの)

(4) 地域限定旅行業務（法第2条第1項各号に掲げる行為のうち企画旅行（一の企画旅行ごとに一の拠点区域内において実施されるものを除く。）の実施に係るもの及び同項第3号から第5号までに掲げる行為（一の行為ごとに一の拠点区域内における運送等サービスの提供に係るものを除く。）に係るもの以外のもの)

(新規登録の添付書類)

第1条の3 法第4条第2項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

(1) 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為

ロ 登記事項証明書

ハ 次に掲げる事項を記載した書類

① 旅行業務に係る事業の計画

② 旅行業務に係る組織の概要

ニ 旅行業に係る申請については、最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

ホ 法第6条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第8号まで（旅行者代理業に係る申請については、同項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで及び第9号）のいずれにも該当しないことを証する書類

ヘ 旅行者代理業に係る申請については、代理業契約（旅行者代理業に係る

契約をいう。以下同じ。)の契約書の写し

(2) 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 住民票の写し

ロ 申請者が未成年であるときは、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所並びにその代表者の氏名）を記載した書類（申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者であるときは、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面）

ハ 旅行業に係る申請については、第2号様式による財産に関する調書

ニ 法第6条第1項第1号から第5号まで、第7号及び第8号（旅行者代理業に係る申請については、同項第1号から第5号まで、第7号及び第9号）のいずれにも該当しないことを証する書類

ホ 前号ハ及びヘに掲げる書類

2 前項の規定にかかわらず、観光庁長官が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の7第3項の規定により都道府県知事（同法第30条の10第1項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関。次項及び次条において同じ。）から当該申請者に係る本人確認情報の提供を受ける場合の法第4条第2項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、前項第1号及び第2号ロからホまでに掲げるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、都道府県知事が住民基本台帳法第30条の7第5項の規定に

より他の都道府県知事から当該申請者に係る本人確認情報の提供を受ける場合又は同法第30条の8第1項の規定により当該申請者に係る本人確認情報を利用する場合の法第4条第2項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、第1項第1号及び第2号ロからホまでに掲げるものとする。

(参考) 第2号様式 121頁参照

(更新登録の添付書類)

第1条の4 更新登録の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を更新登録申請書に添付して提出しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合にあつては、前条第1項第1号イからホまでに掲げる書類
- (2) 申請者が個人である場合にあつては、前条第1項第1号ハ及び第2号イからニまでに掲げる書類

2 前項の規定にかかわらず、観光庁長官が住民基本台帳法第30条の7第3項の規定により都道府県知事から当該申請者に係る本人確認情報の提供を受ける場合は、前条第1項第2号イに掲げる書類を添付することを要しない。

3 第1項の規定にかかわらず、都道府県知事が住民基本台帳法第30条の7第5項の規定により他の都道府県知事から当該申請者に係る本人確認情報の提供を受ける場合又は同法第30条の8第1項の規定により当該申請者に係る本人確認情報を利用する場合は、前条第1項第2号イに掲げる書類を添付することを要しない。

(旅行者登録簿及び旅行者代理業者登録簿の様式)

第2条 法第5条第1項の旅行者登録簿及び

(登録の実施)

第5条 観光庁長官は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第1項

旅 行 業 法

の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を旅行者登録簿又は旅行者代理業者登録簿に登録しなければならない。

- (1) 前条第1項各号に掲げる事項
- (2) 登録年月日及び登録番号

2 観光庁長官は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第6条 観光庁長官は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第19条の規定により旅行業又は旅行者代理業の登録を取り消され、その取消の日から5年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消に係る聴聞の期日及び場所の公示の日前60日以内に当該法人の役員であつた者で、当該取消の日から5年を経過していないものを含む。）
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過していない者
- (3) 申請前5年以内に旅行業務に関し不正な行為をした者
- (4) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前3号又は第6号のいずれかに該当するもの
- (5) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- (6) 法人であつて、その役員のうちに第1号から第3号まで又は前号のいずれかに該当

旅行業法施行規則

旅行者代理業者登録簿の様式は、第3号様式とする。

(参考) 第3号様式 122頁参照

旅 行 業 法

する者があるもの

- (7) 営業所ごとに第11条の2の規定による旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者
 - (8) 旅行業を営もうとする者であつて、当該事業を遂行するために必要と認められる第4条第1項第4号の業務の範囲の別ごとに国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しないもの
 - (9) 旅行業者代理業を営もうとする者であつて、その代理する旅行業を営む者が2以上であるもの
- 2 観光庁長官は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、理由を付して、その旨を申請者に通知しなければならない。

旅行業法施行規則

(財産的基礎)

第3条 法第6条第1項第8号の国土交通省令で定める基準は、次条に定めるところにより算定した資産額（以下「基準資産額」という。）が、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額以上であることとする。

- (1) 登録業務範囲が第1種旅行業務である旅行業（以下「第1種旅行業」という。）を営もうとする者 3,000万円
- (2) 登録業務範囲が第2種旅行業務である旅行業（以下「第2種旅行業」という。）を営もうとする者 700万円
- (3) 登録業務範囲が第3種旅行業務である旅行業（以下「第3種旅行業」という。）を営もうとする者 300万円
- (4) 登録業務範囲が地域限定旅行業務である旅行業（以下「地域限定旅行業」という。）を営もうとする者 100万円

第4条 基準資産額は、第1条の3第1項第1号ニ又は第2号ハに規定する貸借対照表又は財産に関する調書（以下「基準資産表」という。）に計上された資産（創業費その他の繰延資産及び営業権を除く。以下同じ。）の総額から当該基準資産表に計上された負債の総額及び法第8条第1項に規定する営業保証金の額（新規登録の申請に係る基準資産額を算定する場合であつて申請者が保証社員（法第22条の9第1項に規定する保証社員をいう。以下同じ。）となることが確実であるとき、又は更新登録の申請に係る基準資産額を算定

(登録の有効期間)

第6条の2 旅行業の登録の有効期間は、登録の日から起算して5年とする。

(有効期間の更新の登録)

第6条の3 旅行業の登録の有効期間満了の後引き続き旅行業を営もうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、観光庁長官の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。

2 第5条から前条までの規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、第5条第1項中「登録番号」とあるのは、「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」と読み替える。

3 前条の登録の有効期間の満了の日までに更新の登録の申請があつた場合において、その申請について前項において準用する第5条第2項又は第6条第2項の通知があるまでの間は、当該申請に係る登録は、前条の登録の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、有効期間の更新の登

する場合であつて申請者が保証社員であるときには、法第22条の10の規定により納付すべきこととされる弁済業務保証金分担金の額)に相当する金額を控除した額とする。

2 前項の場合において、資産又は負債の評価額が基準資産表に計上された価額と異なることが明確であるときは、当該資産又は負債の価額は、その評価額によつて計算するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、前2項の規定により算定される額に増減があつたことが明確であるときは、当該増減後の額を基準資産額とするものとする。

(新規登録及び更新登録の申請手続)

第1条 [4頁参照]

旅 行 業 法

録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(変更登録等)

第6条の4 旅行業の登録を受けた者（以下「旅行者」という。）は、第4条第1項第4号の業務の範囲について変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、観光庁長官の行う変更登録を受けなければならない。

2 第5条及び第6条の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第5条第1項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、「旅行者登録簿又は旅行者代理業者登録簿」とあるのは「旅行者登録簿」と、第6条第1項中「次の各号の一」とあるのは「第7号又は第8号」と読み替えるものとする。

旅行業法施行規則

(変更登録)

第4条の2 法第6条の4第1項の規定による変更登録（以下「変更登録」という。）の申請をしようとする旅行者は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる行政庁に、第1号様式による変更登録申請書を提出しなければならない。

- (1) 第1種旅行業への変更登録の申請をしようとする旅行者 観光庁長官
- (2) 第2種旅行業、第3種旅行業又は地域限定旅行業への変更登録の申請をしようとする旅行者 主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事

2 前項の場合において、変更登録の申請をしようとする旅行者は、次に掲げる書類を変更登録申請書に添付しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合にあつては、法第6条第1項第7号及び第8号のいずれにも該当しないことを証する書類並びに第1条の3第1項第1号ハ及びニに掲げる書類
- (2) 申請者が個人である場合にあつては、法第6条第1項第7号及び第8号のいずれにも該当しないことを証する書類並びに第1条の3第1項第1号ハ及び第2号ハに掲げる書類

3 第1項の場合において、申請書の提出を受けた行政庁と登録行政庁（旅行者等が現に登録を受けている行政庁をいう。以下同じ。）が異なるときは、申請書の提出を受けた行政庁は、その旨を登録行政庁に通知しなければならない。

- 3 旅行業者又は旅行業者代理業者（旅行業者代理業の登録を受けた者をいう。以下同じ。）は、第4条第1項第1号から第3号まで又は第5号（旅行業者代理業者にあつては、同項第1号から第3号まで）に掲げる事項について変更があつたときは、その日から30日以内に、国土交通省令で定める書類を添付して、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。
- 4 観光庁長官は、前項の規定による届出を受理したときは、第19条第1項の規定により登録を取り消す場合を除き、届出があつた事項を旅行業者登録簿又は旅行業者代理業者登録簿に登録しなければならない。

- 4 登録行政庁は、前項の規定による通知を受けたときは、旅行業者登録簿又は旅行業者代理業者登録簿の当該旅行業者等に係る部分の写しを当該通知を行つた行政庁に送付しなければならない。
- 5 前項の規定による送付を受けた行政庁は、変更登録を行つたときは、その旨を登録行政庁及び当該旅行業者等に通知しなければならない。

（参考） 第1号様式 118頁参照

（登録事項の変更の届出）

- 第5条 旅行業者又は旅行業者代理業者（以下「旅行業者等」という。）は、法第6条の4第3項の規定により登録事項の変更の届出をしようとするときは、登録行政庁に、第4号様式による登録事項変更届出書を提出しなければならない。ただし、第2種旅行業者、第3種旅行業者、地域限定旅行業者又は旅行業者代理業者が法第4条第1項第2号に規定する主たる営業所の所在地の変更（都道府県の区域を異にする所在地の変更に限る。）の届出をしようとするときは、変更後の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届出書を提出しなければならない。
- 2 前項の届出書には、変更に係る事項に関する第5号様式による書類及び次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 変更に係る事項が法人の代表者の氏名であるときは、当該代表者が法第6条第1項第6号に該当しないことを証する書類
 - (2) 変更に係る事項が法第4条第1項第5号に掲げるものであるときには、代理業契約の契約書の写し
- 3 第4条の2第3項から第5項までの規定

旅 行 業 法

(営業保証金の供託)

第7条 旅行業者は、営業保証金を供託しなければならない。

2 旅行業者は、営業保証金の供託をしたときは、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

3 旅行業者は、前項の届出をした後でなければ、その事業を開始してはならない。

4 観光庁長官は、旅行業の登録をした場合において、登録の通知を受けた日から14日以内に旅行業者が第2項の届出をしないときは、その定める7日以上期間内にその届出をすべき旨の催告をしなければならない。

5 観光庁長官は、前項の催告をした場合において、同項の規定により定めた期間内に旅行業者が第2項の届出をしないときは、当該旅行業の登録を取り消すことができる。

(営業保証金の額等)

第8条 旅行業者が供託すべき営業保証金の額は、当該旅行業者の前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額（当該旅行業者が第3条の登録を受けた事業年度に営業保証金を供託する場合その他の国土交通省令で定める場合にあつては、国土交通省令で定める額）に応じ、第4条第1項第4号の業務の範囲の別ごとに、旅行業務に関する旅行者との取引の実情及び旅行業務に関する取引における旅行者の保護の必要性を考慮して国土

旅行業法施行規則

は、第1項ただし書の届出事項の登録の実施について準用する。

(参考) 第4号様式 125頁参照

第5号様式 126頁参照

第6条 削除

(旅行者との取引の額)

第6条の2 法第8条第1項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

(1) 当該旅行業者が、新規登録又は変更登録を受けたことにより営業保証金を供託する場合

(2) 当該旅行業者が、前事業年度に法第7条第2項（法第9条第6項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出をした場合（前号に掲げる場合を除く。）

旅 行 業 法

- 交通省令で定めるところにより算定した額とする。
- 2 旅行者は、前項の国土交通省令の改正があつた場合において、その施行の際に供託している営業保証金の額が当該国土交通省令の改正により供託すべきこととなる営業保証金の額に不足することとなるときは、その不足額を追加して供託しなければならない。
- 3 前条第2項、第4項及び第5項の規定は、前項の規定により営業保証金を供託する場合に準用する。この場合において、同条第4項中「旅行業の登録をした場合において、登録の通知を受けた日から14日以内」とあるのは、「次条第1項の国土交通省令の改正があつた場合において、その施行の日から3箇月以内（その施行の日から3箇月を経過する日とその施行の日の属する事業年度の前事業年度の終了の日の翌日から100日を経過する日前である場合にあつては、当該100日を経過する日まで）」と読み替える。
- 4 旅行者は、第1項の国土交通省令の改正があつた場合において、その施行の際に供託している営業保証金の額が当該国土交通省令の改正により供託すべきこととなる営業保証金の額を超えることとなるときは、その超える額の営業保証金を取り戻すことができる。
- 5 前項の規定による営業保証金の取戻しに関し必要な事項は、法務省令・国土交通省令で定める。
- 6 営業保証金は、国土交通省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券その他の国土交通省令で定める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第278条第1項に規定する振替債を含む。）を

旅行業法施行規則

- (3) 当該旅行者の前事業年度が、1年と異なる期間であつた場合（前2号に掲げる場合を除く。）
- 2 前項各号に掲げる場合について、法第8条第1項の国土交通省令で定める額は、それぞれ次の各号に掲げるものとする。
- (1) 前項第1号に掲げる場合 新規登録又は変更登録の申請時に添付した書類に記載した年間取引見込額
- (2) 前項第2号に掲げる場合 当該旅行者の法第7条第2項の届出（当該旅行者が新規登録又は変更登録の後に前事業年度に1回以上の変更登録を受けた者である場合は、直近の変更登録後のもの）後の前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額に365を乗じてこれを当該届出の日から前事業年度の終了の日までの日数で除して得た額
- (3) 前項第3号に掲げる場合 当該旅行者の前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額に365を乗じてこれを前事業年度の日数で除して得た額
(営業保証金の額)
- 第7条 法第8条第1項に規定する営業保証金の額は、別表のとおりとする。
(参考) 別表 117頁参照
- (営業保証金又は弁済業務保証金に充てることができる有価証券)
- 第8条 法第8条第6項（法第22条の8第3項及び第22条の9第4項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める有価証券

旅行業法

もつて、これに充てることができる。

- 7 営業保証金の供託は、旅行業者の主たる営業所の最寄りの供託所にしなければならない。

旅行業法施行規則

は、次に掲げるものとする。

- (1) 国債証券
- (2) 地方債証券
- (3) 特別の法律により法人が発行する債券
- (4) 前3号に掲げるもののほか、担保附社債信託法（明治38年法律第52号）による担保附社債券及び法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（自己の社債券及び会社法（平成17年法律第86号）による特別清算開始の命令を受け、特別清算終結の決定の確定がない会社、破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の決定を受け、破産手続終結の決定若しくは破産手続廃止の決定の確定がない会社、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定を受け、再生手続終結の決定若しくは再生手続廃止の決定の確定がない会社又は会社更生法（昭和27年法律第172号）による更生手続開始の決定を受け、更生手続終結の決定若しくは更生手続廃止の決定の確定がない会社が発行した社債券を除く。）

（営業保証金又は弁済業務保証金に充てることができる有価証券の価額）

第9条 法第8条第6項（法第22条の8第3項及び第22条の9第4項において準用する場合を含む。）の規定により前条の有価証券を営業保証金又は弁済業務保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める額とする。

- (1) 国債証券、地方債証券又は政府がその債務につき保証契約をした有価証券 額面金額

(営業保証金の追加の供託等)

第9条 旅行業者は、毎事業年度終了後において、その供託している営業保証金の額が前条第1項に規定する額に不足することとなるときは、その不足額を追加して供託しなければならない。

2 第7条第2項、第4項及び第5項の規定は、前項の規定により営業保証金を供託する場合について準用する。この場合において、同条第4項中「旅行業の登録をした場合において、登録の通知を受けた日から14日以内」とあるのは、「毎事業年度終了後において、その終了の日の翌日から100日以内」と読み替えるものとする。

3 旅行業者は、毎事業年度終了後において、その供託している営業保証金の額が前条第1

(2) 前号の有価証券以外の有価証券 額面金額の100分の90

2 割引の方法により発行した有価証券で供託の日から償還期限までの期間が5年を超えるものについては、その発行価額に次の算式により算出した額を加えた額を額面金額とみなして、前項の規定を適用する。

$$\frac{\text{額面金額} - \text{発行価額}}{\text{発行の日から償還の日までの年数}} \times \left(\text{発行の日から供託の日までの年数} + 4 \right)$$

3 前項の算式による計算において、発行の日から償還の日までの年数及び発行の日から供託の日までの年数について生じた1年未満の端数並びに額面金額と発行価額との差額を発行の日から償還の日までの年数で除した金額について生じた1円未満の端数は、切り捨てる。

項に規定する額を超えることとなるときは、その超える額の営業保証金を取り戻すことができる。

- 4 前条第5項の規定は、前項の規定により営業保証金を取り戻す場合について準用する。
- 5 旅行者は、第6条の4第1項の変更登録を受けた場合において、その供託している営業保証金の額が前条第1項に規定する額に不足することとなるときは、その不足額を追加して供託しなければならない。
- 6 第7条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により営業保証金を供託する場合について準用する。
- 7 旅行者は、第5項に規定する場合において、その供託している営業保証金の額が前条第1項に規定する額を超えることとなるときは、その超える額の営業保証金を取り戻すことができる。
- 8 前項の規定による営業保証金の取戻しは、当該営業保証金につき第17条第1項の権利を有する者に対し6箇月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公告し、その期間内にその申出がなかつた場合でなければ、これをすることができない。ただし、営業保証金を取り戻すことができる事由が発生した時から10年を経過したときは、この限りでない。
- 9 前項の規定による公告その他営業保証金の取戻しに関し必要な事項は、法務省令・国土交通省令で定める。

(取引額の報告)

第10条 旅行者は、毎事業年度終了後100日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その事業年度における旅行業務に関する

(取引額の報告)

第9条の2 法第10条の規定により前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額の報告をしようとする旅行者は、第6号

旅行業法

旅行者との取引の額を観光庁長官に報告しなければならない。

(旅行業者代理業者の事業の開始)

第11条 旅行業者代理業者は、その代理する旅行業者（以下「所属旅行業者」という。）が第7条第2項（第9条第6項において準用する場合を含む。）の規定による届出をした後でなければ、その事業を開始してはならない。

(旅行業務取扱管理者の選任)

第11条の2 旅行業者又は旅行業者代理業者（以下「旅行業者等」という。）は、営業所ごとに、1人以上の第5項の規定に適合する旅行業務取扱管理者を選任して、当該営業所における旅行業務に関し、その取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービス（運送等サービス及び運送等関連サービスをいう。以下同じ。）の提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な国土交通省令で定める事項についての管理及び監督に関する事務を行わせなければならない。

2 旅行業者等は、その営業所の旅行業務取扱管理者として選任した者のすべてが第6条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当し、又は選任した者のすべてが欠けるに至ったときは、新たに旅行業務取扱管理者を選任するまでの間は、その営業所において旅行業務に関し旅行者と契約を締結してはならない。

3 第1項の規定は、旅行業務を取り扱う者が1人である営業所についても適用があるもの

旅行業法施行規則

様式の取引額報告書を登録行政庁に提出しなければならない。

(参考) 第6号様式 129頁参照

(旅行業務取扱管理者の職務)

第10条 法第11条の2第1項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 旅行に関する計画の作成に関する事項
- (2) 法第12条の規定による料金の掲示に関する事項
- (3) 法第12条の2第3項の規定による旅行業約款の掲示及び備置きに関する事項
- (4) 法第12条の4の規定による取引条件の説明に関する事項
- (5) 法第12条の5の規定による書面の交付に関する事項
- (6) 法第12条の7及び法第12条の8の規定による広告に関する事項
- (7) 法第12条の10の規定による企画旅行の円滑な実施のための措置に関する事項
- (8) 旅行に関する苦情の処理に関する事項
- (9) 契約締結の年月日、契約の相手方その他の旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項についての明確な記録又は関係書類の保管に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、取引の公

旅行業法

とする。

- 4 旅行業務取扱管理者は、他の営業所の旅行業務取扱管理者となることができない。
- 5 旅行業務取扱管理者は、第6条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない者で、次に掲げるものでなければならない。
 - (1) 本邦内の旅行のみについて旅行業務を取り扱う営業所にあつては、次条の規定による総合旅行業務取扱管理者試験又は国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者
 - (2) 前号の営業所以外の営業所にあつては、次条の規定による総合旅行業務取扱管理者試験に合格した者
- 6 旅行者等は、旅行業務取扱管理者について、第22条の2第2項に規定する旅行業協会が実施する研修を受けさせること等により、旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るよう努めなければならない。

(旅行業務取扱管理者試験)

- 第11条の3 旅行業務取扱管理者試験は、旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力について観光庁長官が行う。
- 2 旅行業務取扱管理者試験は、総合旅行業務取扱管理者試験及び国内旅行業務取扱管理者試験の2種類とする。
 - 3 観光庁長官は、第22条の2第2項に規定する旅行業協会が第1項の知識及び能力に関して実施する研修の課程を修了した者又は国土交通省令で定める資格を有する者について、旅行業務取扱管理者試験の一部を免除することができる。
 - 4 旅行業務取扱管理者試験に関し不正の行為があつたときは、観光庁長官は、当該不正行

旅行業法施行規則

正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

(旅行業務取扱管理者試験)

- 第11条 観光庁長官は、旅行業務取扱管理者試験（以下「試験」という。）の期日、場所その他試験の実施に関し必要な事項を官報で公示するものとする。
- 第12条 総合旅行業務取扱管理者試験の試験科目は、次のとおりとする。
- (1) 法及びこれに基づく命令についての知識
 - (2) 旅行業約款、運送約款及び宿泊約款に関する知識
 - (3) 国内旅行実務
 - イ 本邦内の運送機関及び宿泊施設の利用料金その他の本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金に関する知識
 - ロ その他本邦内の旅行を取り扱う旅行業

旅 行 業 法

為に關係のある者について、その受験を停止し、又はその合格を無効とすることができ、又はその合格を無効とすることができる。この場合においては、その者について、期間を定めて試験を受けさせないことができる。

- 5 前各項に定めるもののほか、旅行業務取扱管理者試験の試験科目、受験手続その他試験の実施に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

旅行業法施行規則

務に関する実務処理の能力

(4) 海外旅行実務

- イ 本邦外の運送機関の利用料金その他の本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金に関する知識
- ロ 旅券の申請手続、通関手続、検疫手続、為替管理その他の本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に必要な法令に関する知識
- ハ 本邦及び主要国における出入国に必要な手続に関する実務処理の能力
- ニ 主要国の観光に関する知識
- ホ 本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に必要な語学に関する能力
- ヘ その他本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務処理の能力

- 2 国内旅行業務取扱管理者試験の試験科目は、前項第1号から第3号までに掲げる科目とする。

(受験手続)

第13条 試験を受けようとする者は、旅行業務取扱管理者試験受験願書を観光庁長官に提出しなければならない。

- 2 法第11条の3第3項の規定により試験の一部の免除を受けようとする者は、前項の受験願書に、当該試験の一部の免除を受けることができる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

(旅行業務取扱管理者試験合格証の交付等)

第14条 観光庁長官は、試験に合格した者に対し、第7号様式による旅行業務取扱管理者試験合格証（以下「合格証」という。）を交付するものとする。

- 2 試験に合格した者は、合格証を滅失し、又

はき損したときは、第8号様式による合格証再交付申請書を提出してその再交付を受けることができる。

- 3 前項の申請書には、試験に合格したことを証する書類を添付しなければならない。
- 4 観光庁長官は、試験科目のうちの一部の科目について合格点を得た者に対し、当該科目を文書で通知するものとする。

(参考) 第7号様式 130頁参照
第8号様式 131頁参照

第15条から第19条まで 削除

(試験の一部免除)

第20条 法第11条の3第3項の国土交通省令で定める資格を有する者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める試験科目を免除する。

- (1) 国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者 総合旅行業務取扱管理者試験の法及びこれに基づく命令についての知識並びに国内旅行実務
 - (2) 総合旅行業務取扱管理者試験の国内旅行実務について合格点を得た者 次回の総合旅行業務取扱管理者試験の国内旅行実務
 - (3) 総合旅行業務取扱管理者試験の海外旅行実務について合格点を得た者 次回の総合旅行業務取扱管理者試験の海外旅行実務
 - (4) 国内旅行業務取扱管理者試験の国内旅行実務について合格点を得た者 次回の国内旅行業務取扱管理者試験の国内旅行実務
- (揭示料金の制定基準)

第21条 法第12条第2項の国土交通省令で定める基準は、旅行業務の取扱いの料金が契約の種類及び内容に応じて定率、定額その他の方法により定められ、旅行者にとって明確であ

(料金の揭示)

第12条 旅行業者は、事業の開始前に、旅行者から收受する旅行業務の取扱いの料金（企画旅行に係るものを除く。）を定め、これをその営業所において旅行者に見やすいように掲示しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

- 2 前項の料金は、国土交通省令で定める基準に従って定められたものでなければならない。
- 3 旅行業者代理業者は、その営業所において、所属旅行業者が第1項の規定により定めた料金を旅行者に見やすいように掲示しなけ

旅行業法

ればならない。

(旅行業約款)

第12条の2 旅行業者は、旅行者と締結する旅行業務の取扱いに関する契約に関し、旅行業約款を定め、観光庁長官の認可を受けなければならない。国土交通省令・内閣府令で定める軽微な変更をしようとする場合を除き、これを変更しようとするときも、同様とする。

2 観光庁長官は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によつてしなければならない。

- (1) 旅行者の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- (2) 少なくとも旅行業務の取扱いの料金その他の旅行者との取引に係る金銭の收受及び払戻しに関する事項並びに旅行業者の責任に関する事項が明確に（企画旅行を実施する旅行業者にあつては、企画旅行契約と手配旅行契約その他の企画旅行契約以外の契約との別に応じ、明確に）定められているものであること。

3 旅行業者等は、旅行業約款（旅行業者代理業者にあつては所属旅行業者の旅行業約款、第14条の2第1項又は第2項の規定により他の旅行業者を代理して企画旅行契約を締結することができる者にあつては当該他の旅行業者の旅行業約款）をその営業所において、旅行者に見やすいように掲示し、又は旅行者が閲覧することができるように備え置かなければならない。

(標準旅行業約款)

第12条の3 観光庁長官及び消費者庁長官が標準旅行業約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、

旅行業法施行規則

ることとする。

(旅行業約款の認可申請)

第22条 法第12条の2第1項の規定により旅行業約款の設定又は変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した旅行業約款設定（変更）認可申請書を登録行政庁に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 登録番号及び登録年月日
- (3) 設定し、又は変更しようとする旅行業約款（変更しようとする場合にあっては、新旧の対照を明示すること。）
- (4) 実施予定期日
- (5) 変更の認可の申請の場合にあつては、変更を必要とする理由

(旅行業約款の記載事項)

第23条 旅行業約款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 旅行業務の取扱いの料金その他の旅行者との取引に係る金銭の收受に関する事項
- (2) 法第12条の5の規定により運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供について旅行者に対して交付する書面の種類及びその表示する権利の内容
- (3) 契約の変更及び解除に関する事項
- (4) 責任及び免責に関する事項
- (5) 旅行中の損害の補償に関する事項
- (6) 保証社員である旅行業者にあつては、法第22条の16各号に掲げる事項
- (7) 保証社員でない旅行業者にあつては、営業保証金を供託している供託所の名称及び所在地並びに旅行業務に関し取引をした者は、その取引によつて生じた債権に関し当該営業保証金から弁済を受けることができ

旅 行 業 法

旅行業者が、標準旅行業約款と同一の旅行業約款を定め、又は現に定めている旅行業約款を標準旅行業約款と同一のものに変更したときは、その旅行業約款については、前条第1項の規定による認可を受けたものとみなす。

旅行業法施行規則

ること。

- (8) その他旅行業約款の内容として必要な事項

第24条から第27条の3まで 削除

旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則

(用語)

契規第1条 この命令において使用する用語は、旅行業法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(軽微な変更)

契規第2条 法第12条の2第1項の国土交通省令・内閣府令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 保証社員である旅行業者の旅行業約款にあっては、次に掲げる事項の変更
 - イ その所属する旅行業協会の名称又は所在地
 - ロ その者に係る弁済業務保証金からの弁済限度額
- (2) 保証社員でない旅行業者の旅行業約款にあっては、営業保証金を供託している供託所の名称又は所在地の変更
- (3) 保証社員でない旅行業者が保証社員となった場合における旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）第23条第7号に掲げる事項を同条第6号に掲げる事項に改める変更
- (4) 保証社員である旅行業者が保証社員でなくなった場合における旅行業法施行規則第23条第6号に掲げる事項を同条第7号に掲げる事項に改める変更

旅行業法

(取引条件の説明)

第12条の4 旅行業者等は、旅行者と企画旅行契約、手配旅行契約その他旅行業務に関し契約を締結しようとするときは、旅行者が依頼しようとする旅行業務の内容を確認した上、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、その取引の条件について旅行者に説明しなければならない。

旅行業法施行規則

(取引条件の説明)

契規第3条 法第12条の4第1項に規定する取引条件の説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。

- (1) 企画旅行契約を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項
 - イ 企画旅行を実施する旅行業者（以下「企画者」という。）の氏名又は名称
 - ロ 企画者以外の者が企画者を代理して契約を締結する場合にあっては、その旨
 - ハ 旅行の目的地及び出発日その他の日程
 - ニ 旅行者が旅行業者等に支払うべき対価及びその收受の方法
 - ホ 旅行者がニに掲げる対価によって提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容
 - ヘ ニに掲げる対価に含まれていない旅行に関する経費であって旅行者が通常必要とするもの
 - ト 企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）の参加者数があらかじめ企画者が定める人員数を下回った場合に当該企画旅行を実施しないこととするときは、その旨及び当該人員数
 - チ 契約の申込方法及び契約の成立に関する事項
 - リ 契約の変更及び解除に関する事項
 - ス 責任及び免責に関する事項
 - ル 旅行中の損害の補償に関する事項
 - ヲ 旅行に参加する資格を定める場合にあっては、その旨及び当該資格
 - ワ ホに掲げる旅行に関するサービスに専ら企画旅行の実施のために提供される運送サービスが含まれる場合にあっては、

2 旅行業者等は、前項の規定による説明をするときは、国土交通省令・内閣府令で定める場合を除き、旅行者に対し、旅行者が提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容、旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項、旅行業務取扱管理者の氏名その他の国土交通省令・内閣府令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

当該運送サービスの内容を勘案して、旅行者が取得することが望ましい輸送の安全に関する情報

カ 旅行の目的地を勘案して、旅行者が取得することが望ましい安全及び衛生に関する情報がある場合にあっては、その旨及び当該情報

(2) 企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約（次号に規定する契約を除く。）を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項

イ 契約を締結する旅行業者の氏名又は名称

ロ 旅行業者代理業者が所属旅行業者を代理して契約を締結する場合にあっては、その旨

ハ 旅行業務の取扱いの料金に関する事項
ニ 前号ハからへまで、チからヲまで及びカに掲げる事項

(3) 法第2条第1項第9号に掲げる行為に係る旅行業務について契約を締結しようとする場合にあっては、第1号ニ及びホに掲げる事項

（書面の交付を要しない場合）

契規第4条 法第12条の4第2項の国土交通省令・内閣府令で定める場合は、旅行業者等が対価と引換えに法第12条の5に規定するサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付する場合とする。

（書面の記載事項）

契規第5条 法第12条の4第2項の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 企画旅行契約を締結しようとする場合に

あつては、次に掲げる事項

イ 企画者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

ロ 企画者以外の者が企画者を代理して契約を締結する場合にあつては、その旨並びに当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

ハ 当該契約に係る旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地（外務員が書面を交付する場合にあつては、当該外務員の氏名並びにその所属する営業所の名称及び所在地）

ニ 当該契約に係る旅行業務取扱管理者の氏名及び旅行者の依頼があれば当該旅行業務取扱管理者が最終的には説明を行う旨

ホ 第3条第1号ハからカまでに掲げる事項

(2) 企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約（次号に規定する契約を除く。）を締結しようとする場合にあつては、次に掲げる事項

イ 契約を締結する旅行者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

ロ 旅行者代理業者が所属旅行者を代理して契約を締結する場合にあつては、その旨並びに当該旅行者代理業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

ハ 第3条第1号ハからヘまで、チからヲまで及びカ、同条第2号ハ並びに前号ハ及びニに掲げる事項

(3) 法第2条第1項第9号に掲げる行為に係る旅行業務について契約を締結しようとする場合にあつては、第3条第1号ニ及びホ

3 旅行業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、旅行者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令・内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該旅行業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

に掲げる事項

(情報通信の技術を利用する方法)

契規第6条 法第12条の4第3項の規定により書面の交付に代えて用いる同項の国土交通省令・内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電子情報処理組織（旅行業者等の使用に係る電子計算機と旅行者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第2項において同じ。）を利用する方法のうち、イ、ロ又はハに掲げるもの

イ 旅行業者等の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて旅行者の使用に係る電子計算機に前条に掲げる事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 旅行業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて旅行者の閲覧に供し、当該旅行者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ 旅行者の使用に係る電子計算機に記載事項を記録するためのファイルが備えられていない場合に、旅行業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限る。次項第2号において「顧客ファイル」という。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて旅行者の閲覧に供する方法

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその

他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

(1) 前項第1号イ又はロに掲げる方法にあつては、旅行者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。

(2) 前項第1号ハに掲げる方法にあつては、顧客ファイルへの記録がされた記載事項を、当該顧客ファイルに記録された時を始期とし、当該記載事項に係る旅行に関するサービスの提供が終了した日の翌日から起算して2年を経過した日（同日以前に当該旅行に関するサービスについて苦情の申出があったときは、同日と当該苦情が解決した日のいずれか遅い日）を終期とする期間、消去し、又は改変することができないものであること。

契規第7条 旅行業法施行令（以下「令」という。）第1条第1項の規定により示すべき電磁的方法の種類は前条第1項に掲げる方法のうち旅行者等が使用するものとし、示すべき電磁的方法の内容はファイルへの記録の方式とする。

2 令第1条第1項の承諾又は同条第2項の申出（以下「承諾等」という。）をする場合に用いる電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電子情報処理組織を利用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの

イ 旅行者の使用に係る電子計算機から電

(書面の交付)

第12条の5 旅行業者等は、旅行者と企画旅行契約、手配旅行契約その他旅行業務に関し契約を締結したときは、国土交通省令・内閣府令で定める場合を除き、遅滞なく、旅行者に対し、当該提供すべき旅行に関するサービスの内容、旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項、旅行業務取扱管理者の氏名その他の国土交通省令・内閣府令で定める事項を記載した書面又は当該旅行に関するサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付しなければならない。

気通信回線を通じて旅行業者等の使用に係る電子計算機に承諾等をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

- ロ 旅行業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて旅行者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

(2) 前条第1項第2号に掲げる方法

(書面の交付を要しない場合)

契規第8条 法第12条の5第1項の国土交通省令・内閣府令で定める場合は、法第2条第1項第9号に掲げる行為に係る旅行業務について旅行者と契約を締結した場合とする。

(書面の記載事項)

契規第9条 法第12条の5第1項の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 企画旅行契約を締結した場合にあっては、次に掲げる事項

- イ 企画者以外の者が企画者を代理して契約を締結した場合にあっては、その旨並びに当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに登録番号
- ロ 第3条第1号ハからトまで及びリからカまで並びに第5条第1号イ、ハ及びニに掲げる事項
- ハ 契約締結の年月日
- ニ 旅程管理業務を行う者が同行しない場合にあっては、旅行地における企画者との連絡方法

2 旅行業者等は、前項の規定により書面を交付する措置に代えて、政令で定めるところにより、旅行者の承諾を得て、同項の国土交通省令・内閣府令で定める事項を通知する措置又は当該旅行に関するサービスの提供を受ける権利を取得させる措置であつて国土交通省令・内閣府令で定めるものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令・内閣府令で定めるものにより講ずることができる。この場合において、当該旅行業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

(旅行業務取扱管理者の証明書の提示)

第12条の5の2 旅行業務取扱管理者は、旅行者から請求があつたときは、国土交通省令で定める様式による証明書を提示しなければならない。

(外務員の証明書携帯等)

第12条の6 旅行業者等は、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者である

(2) 企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約を締結した場合にあっては、次に掲げる事項

イ 契約を締結した旅行業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

ロ 旅行業者代理業者が所属旅行業者を代理して契約を締結した場合にあっては、その旨並びに当該旅行業者代理業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

ハ 第3条第1号ハからヘまで、リからヲまで及びカ、同条第2号ハ、第5条第1号ハ及びニ並びに前号ハに掲げる事項

(情報通信の技術を利用する方法)

契規第10条 法第12条の5第2項の国土交通省令・内閣府令で定める方法は、第6条第1項に掲げる方法とする。

2 第6条第2項の規定は、前項に規定する方法について準用する。

契規第11条 第7条第1項の規定は令第2条において準用する令第1条第1項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容について、第7条第2項の規定は令第2条において準用する令第1条の承諾等について、それぞれ準用する。

(旅行業務取扱管理者の証明書の様式)

第27条の4 法第12条の5の2の国土交通省令で定める様式は、第9号様式とする。

(参考) 第9号様式 132頁参照

(外務員の証明書の様式)

第28条 法第12条の6第1項の国土交通省令で定める様式は、第10号様式とする。

旅 行 業 法

かを問わず、その役員又は使用人のうち、その営業所以外の場所でその旅行者等のために旅行業務について取引を行う者（以下「外務員」という。）に、国土交通省令で定める様式による証明書を携帯させなければ、その者を外務員としての業務に従事させてはならない。

- 2 外務員は、その業務を行なうときは、前項の証明書を提示しなければならない。
- 3 外務員は、その所属する旅行者等に代わつて、旅行者との旅行業務に関する取引についての一切の裁判外の行為を行う権限を有するものとみなす。ただし、旅行者が悪意であったときは、この限りでない。

（企画旅行の広告）

第12条の7 旅行者等は、企画旅行に参加する旅行者を募集するため広告をするときは、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、当該企画旅行を実施する旅行者の氏名又は名称、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送等サービスの内容、旅行者が旅行者等に支払うべき対価に関する事項、第12条の10の国土交通省令で定める措置を講ずるために必要な業務を行う者の同行の有無その他の国土交通省令・内閣府令で定める事項を表示してしなければならない。

旅行業法施行規則

（参考） 第10号様式 133頁参照

第29条及び第30条 削除

旅行者等が旅行者と締結する契約等に関する規則

（広告の表示方法）

契規第12条 旅行者等は、企画旅行に参加する旅行者を募集するため広告をするときは、次に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 企画者以外の者の氏名又は名称を表示する場合にあっては、文字の大きさ等に留意して、企画者の氏名又は名称の明確性を確保すること。
- (2) 旅行者が旅行者等に支払うべき対価が当該企画旅行の出発日より異なる場合において、その最低額を表示するときは、併せてその最高額を表示すること。

（広告の表示事項）

契規第13条 法第12条の7の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 企画者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号
- (2) 旅行の目的地及び日程に関する事項

(誇大広告の禁止)

第12条の8 旅行業者等は、旅行業務について広告をするときは、広告された旅行に関するサービスの内容その他の国土交通省令・内閣府令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

- (3) 旅行者が提供を受けることができる運送、宿泊又は食事のサービスの内容に関する事項
- (4) 旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項
- (5) 旅程管理業務を行う者の同行の有無
- (6) 企画旅行の参加者数があらかじめ企画者が定める人員数を下回った場合に当該企画旅行を実施しないこととするときは、その旨及び当該人員数
- (7) 第3号に掲げるサービスに専ら企画旅行の実施のために提供される運送サービスが含まれる場合にあつては、当該運送サービスの内容を勘案して、旅行者が取得することが望ましい輸送の安全に関する情報
- (8) 法第12条の4に規定する取引条件の説明を行う旨（第3条第1号に規定する事項を表示して広告する場合を除く。）

(誇大表示をしてはならない事項)

契規第14条 法第12条の8の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 旅行に関するサービスの品質その他の内容に関する事項
- (2) 旅行地における旅行者の安全の確保に関する事項
- (3) 感染症の発生の状況その他の旅行地における衛生に関する事項
- (4) 旅行地の景観、環境その他の状況に関する事項
- (5) 旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項
- (6) 旅行中の旅行者の負担に関する事項
- (7) 旅行者に対する損害の補償に関する事項

(標識の掲示)

第12条の9 旅行業者等は、営業所において、旅行業と旅行業者代理業との別及び第11条の2第5項各号に規定する営業所の別に応じ国土交通省令で定める様式の標識を、公衆に見やすいように掲示しなければならない。

2 旅行業者等以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(企画旅行の円滑な実施のための措置)

第12条の10 旅行業者は、企画旅行を実施する場合においては、旅行者に対する運送等サービスの確実な提供、旅行に関する計画の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配その他の当該企画旅行の円滑な実施を確保するため国土交通省令で定める措置を講じなければならない。

(8) 旅行業者等の業務の範囲、資力又は信用に関する事項

(標識の様式)

第31条 法第12条の9の国土交通省令で定める様式は、次の各号に掲げる営業所の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 旅行業者の営業所（次号に掲げるものを除く。） 第11号様式
- (2) 旅行業者の営業所であつて法第11条の2第5項第1号に該当するもの 第12号様式
- (3) 旅行業者代理業者の営業所（次号に掲げるものを除く。） 第13号様式
- (4) 旅行業者代理業者の営業所であつて法第11条の2第5項第1号に該当するもの 第14号様式

(参考) 第11号様式 134頁参照
 第12号様式 135頁参照
 第13号様式 136頁参照
 第14号様式 137頁参照

(旅程管理のための措置)

第32条 法第12条の10の国土交通省令で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 旅行に関する計画に定めるサービスの旅行者への確実な提供を確保するために旅行の開始前に必要な予約その他の措置
- (2) 旅行地において旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受けるために必要な手続の実施その他の措置（本邦内の旅行であつて、契約の締結の前に旅行者にこれらの措置を講じない旨を説明し、かつ、当該旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付した場合

(旅程管理業務を行う者)

- 第12条の11 企画旅行に参加する旅行者に同行して、前条の国土交通省令で定める措置を講ずるために必要な業務（以下「旅程管理業務」という。）を行う者として旅行業者によって選任される者のうち主任の者は、第6条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない者であつて、次条から第12条の14までの規定により観光庁長官の登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）が実施する旅程管理業務に関する研修（以下「旅程管理研修」という。）の課程を修了し、かつ、旅行の目的地を勘案して国土交通省令で定める旅程管理業務に関する実務の経験を有するものでなければならない。
- 2 前項の登録に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

を除く。)

- (3) 旅行に関する計画に定めるサービスの内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び当該サービスの提供を受けるために必要な手続の実施その他の措置（本邦内の旅行であつて、契約の締結の前に旅行者にこれらの措置を講じない旨を説明し、かつ、当該旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付した場合を除く。)
- (4) 旅行に関する計画における2人以上の旅行者が同一の日程により行動することを要する区間における円滑な旅行の実施を確保するために必要な集合時刻、集合場所その他の事項に関する指示

(旅程管理業務に関する実務の経験)

- 第33条 法第12条の11第1項の国土交通省令で定める旅程管理業務に関する実務の経験は、同項に規定する研修の課程を修了した日の前後1年以内に1回以上又は当該研修の課程を修了した日から3年以内に2回以上の旅程管理業務（本邦外の企画旅行に参加する旅行者に同行する者にあつては、本邦外の旅行に関する旅程管理業務に限る。）に従事した経験（観光庁長官が、本邦外の企画旅行に係る旅程管理業務に関し特別の事情があると認めて、旅行の目的地の状況、言語その他の事項を勘案し旅行の目的地及び期間を限定して異なる経験を告示により指定した場合にあつては、当該指定による経験）とする。
- 2 前項の場合において、法第12条の11第1項の規定に適合する者の指導による旅程管理業

(登録研修機関の登録)

第12条の12 前条第1項の登録は、旅程管理研修の実施に関する業務（以下「研修業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第12条の13 次の各号のいずれかに該当する者は、第12条の11第1項の登録を受けることができない。

- (1) この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (2) 第12条の23の規定により第12条の11第1項の登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- (3) 法人であつて、研修業務を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準等)

第12条の14 観光庁長官は、第12条の12の規定により登録を申請した者の行う旅程管理研修が、別表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師によつて行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

2 登録は、登録研修機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- (1) 登録年月日及び登録番号
- (2) 登録研修機関の氏名又は名称及び住所並

務に相当する実務の研修を受けた経験は、当該研修を受けた地域を目的地とする旅行に係る旅程管理業務に従事した経験とみなす。

(登録の申請)

第34条 法第12条の12（法第12条の15第2項において準用する場合を含む。）の規定により法第12条の11第1項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、観光庁長官に提出しなければならない。

- (1) 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 登録を受けようとする者が研修業務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- (3) 登録を受けようとする者が研修業務を開始する日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 登録を受けようとする者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
 - ロ 役員の名簿及び経歴を記載した書類
- (2) 登録を受けようとする者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類
 - イ 住民票の写し
 - ロ 履歴書
- (3) 旅程管理研修が法別表の上欄に掲げる科目（以下「登録研修科目」という。）について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師（以下「登録研修講師」という。）により行われることを証する書類
- (4) 登録研修講師の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別を記載した書類

旅 行 業 法

びに法人にあつては、その代表者の氏名

- (3) 登録研修機関が研修業務を行う事務所の所在地

- (4) 前3号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録の更新)

第12条の15 第12条の11第1項の登録は、3年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

- 2 前3条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(研修業務の実施に係る義務)

第12条の16 登録研修機関は、公正に、かつ、第12条の14第1項の規定及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により研修業務を行わなければならない。

旅行業法施行規則

- (5) 登録を受けようとする者が法第12条の13各号のいずれにも該当しないことを証する書類

- 3 前項第2号イの規定にかかわらず、観光庁長官が住民基本台帳法第30条の7第3項の規定により、都道府県知事（同法第30条の10第1項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関）から当該登録を申請しようとする者に係る本人確認情報の提供を受けるときは、前項第2号イに掲げる書類を添付することを要しない。

(登録研修機関登録簿の記載事項)

第35条 法第12条の14第2項第4号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 研修業務を行う事務所の名称
- (2) 研修業務の開始日

(研修業務の実施基準)

第36条 法第12条の16の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 旅行業に従事する者に対して、旅程管理研修を行うこと。
- (2) 旅程管理研修を毎年1回以上行うこと。
- (3) 登録研修科目の研修時間等の研修の内容及び研修の方法が、それぞれ観光庁長官が告示で定める基準に適合するものであること。
- (4) 観光庁長官が告示で定める基準に適合する教材（以下「登録研修教材」という。）

(登録事項の変更の届出)

第12条の17 登録研修機関は、第12条の14第2項第2号から第4号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

(研修業務規程)

第12条の18 登録研修機関は、研修業務に関する規程（以下「研修業務規程」という。）を定め、研修業務の開始前に、観光庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 研修業務規程には、旅程管理研修の実施方法、旅程管理研修に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

を使用するものであること。

- (5) 登録研修講師は旅程管理研修の内容に関する受講者の質問に対し、旅程管理研修中に適切に応答すること。
- (6) 観光庁長官が告示で定めるところにより旅程管理研修の修了試験（以下「修了試験」という。）を行い、当該試験に合格した者に対して、旅程管理研修の修了証明書（以下「修了証明書」という。）を交付すること。
- (7) 旅程管理研修を実施する日時、場所その他旅程管理研修の実施に関し必要な事項及び当該研修が旅程管理研修である旨を公示すること。

(登録事項の変更の届出)

第37条 登録研修機関は、法第12条の17の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を観光庁長官に提出しなければならない。

- (1) 変更しようとする事項
- (2) 変更しようとする日
- (3) 変更の理由

(研修業務規程の記載事項)

第37条の2 法第12条の18第2項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 研修業務を行う時間及び休日に関する事項
- (2) 研修業務を行う事務所に関する事項
- (3) 旅程管理研修の日程及び公示方法に関する事項

(業務の休廃止)

第12条の19 登録研修機関は、研修業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第12条の20 登録研修機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がさ

る事項

- (4) 旅程管理研修の受講の申請に関する事項
- (5) 旅程管理研修の実施方法に関する事項
- (6) 旅程管理研修に関する料金及びその収納の方法に関する事項
- (7) 旅程管理研修の内容及び時間に関する事項
- (8) 登録研修教材に関する事項
- (9) 修了試験の実施方法
- (10) 修了証明書の交付及び再交付に関する事項
- (11) 研修業務に関する秘密の保持に関する事項
- (12) 研修業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- (13) 不正な受講者の処分に関する事項
- (14) その他研修業務に関し必要な事項

(研修業務の休廃止の届出)

第37条の3 登録研修機関は、法第12条の19の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を観光庁長官に提出しなければならない。

- (1) 休止又は廃止しようとする研修業務の範囲
- (2) 研修業務を休止又は廃止しようとする日
- (3) 研修業務を休止しようとする期間
- (4) 研修業務を休止又は廃止しようとする理由

れている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第34条第1号において「財務諸表等」という。)を作成し、5年間登録研修機関の事務所に備えて置かなければならない。

2 旅程管理研修を受けようとする者その他の利害関係人は、登録研修機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号又は第4号の請求をするには、登録研修機関の定めた費用を支払わなければならない。

(1) 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

(2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求

(3) 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第12条の21 観光庁長官は、登録研修機関が第12条の14第1項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録研修機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第12条の22 観光庁長官は、登録研修機関が第12条の16の規定に違反していると認めるときは、その登録研修機関に対し、同条の規定に

(財務諸表等の閲覧の方法)

第37条の4 法第12条の20第2項第3号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第37条の5 法第12条の20第2項第4号の国土交通省令で定める方法は、電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち、登録研修機関が定めるものとする。

(1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその

旅行業法

よる研修業務を行うべきこと又は旅程管理研修の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第12条の23 観光庁長官は、登録研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて研修業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 第12条の13第1号又は第3号に該当するに至つたとき。
- (2) 第12条の17から第12条の19まで、第12条の20第1項又は次条の規定に違反したとき。
- (3) 正当な理由がないのに第12条の20第2項各号の規定による請求を拒んだとき。
- (4) 前2条の規定による命令に違反したとき。
- (5) 不正の手段により第12条の11第1項の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第12条の24 登録研修機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、研修業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告の徴収)

第12条の25 観光庁長官は、研修業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録研修機関に対し、研修業務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第12条の26 観光庁長官は、研修業務の適正な

旅行業法施行規則

他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(帳簿の記載事項)

第37条の6 法第12条の24の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 旅程管理研修の料金の収納に関する事項
- (2) 旅程管理研修の受講申請の受理に関する事項
- (3) 旅程管理研修の証明書の交付及び再交付に関する事項
- (4) その他旅程管理研修の実施状況に関する事項

- 2 登録研修機関は、法第12条の24の帳簿を備え、研修業務を廃止するまで保存しなければならない。

旅 行 業 法

実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、登録研修機関の事務所に立ち入り、研修業務の状況又は設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(観光庁長官による研修業務の実施)

第12条の27 観光庁長官は、第12条の11第1項の登録を受けた者がいないとき、第12条の19の規定による研修業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第12条の23の規定により第12条の11第1項の登録を取り消し、又は登録研修機関に対し研修業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録研修機関が天災その他の事由により研修業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、研修業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 観光庁長官が前項の規定により研修業務の全部又は一部を自ら行う場合における研修業務の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。

(公示)

第12条の28 観光庁長官は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

(1) 第12条の11第1項の登録をしたとき。

旅行業法施行規則

ならない。

3 登録研修機関は、旅程管理研修に用いた登録研修教材並びに修了試験に用いた問題用紙及び答案用紙を旅程管理研修を実施した日から3年間保存しなければならない。

(身分証明書の様式)

第37条の7 法第12条の26第2項の身分を示す証明書の様式は、第15号様式とする。

(参考) 第15号様式 138頁参照

(研修業務の引継ぎ)

第37条の8 登録研修機関は、法第12条の27第2項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 研修業務を観光庁長官に引き継ぐこと。
- (2) 研修業務に関する帳簿及び書類を観光庁長官に引き継ぐこと。
- (3) その他観光庁長官が必要と認める事項

- (2) 第12条の17の規定による届出があつたとき。
- (3) 第12条の19の規定による届出があつたとき。
- (4) 第12条の23の規定により第12条の11第1項の登録を取り消し、又は研修業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- (5) 前条の規定により研修業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた研修業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(禁止行為)

第13条 旅行業者等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第12条第1項又は第3項の規定により掲示した料金を超えて料金を收受する行為
 - (2) 旅行業務に関し取引をする者に対し、その取引に関する重要な事項について、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為
- 2 旅行業者等は、旅行業務に関し取引をした者に対し、その取引によつて生じた債務の履行を不当に遅延する行為をしてはならない。
- 3 旅行業者等又はその代理人、使用人その他の従業者は、その取り扱う旅行業務に関連して次に掲げる行為を行つてはならない。
- (1) 旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反する行為を行うことをあつせんし、又はその行為を行うことに関し便宜を供与すること。
 - (2) 旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反するサービスの提供を受けることをあつせんし、又はその提供を受

けることに関し便宜を供与すること。

(3) 前2号のあつせん又は便宜の供与を行う旨の広告をし、又はこれに類する広告をすること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、旅行者の保護に欠け、又は旅行業の信用を失墜させるものとして国土交通省令で定める行為

(名義利用等の禁止)

第14条 旅行業者等は、その名義を他人に旅行業又は旅行業者代理業のため利用させてはならない。

2 旅行業者等は、営業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問わず、旅行業又は旅行業者代理業を他人にその名において経営させてはならない。

(企画旅行を実施する旅行業者の代理)

第14条の2 旅行業者は、他の旅行業者が実施する企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）について、当該他の旅行業者を代理して企画旅行契約を締結することを内容とする契約（以下「受託契約」という。）を締結したときは、第3条の規定にかかわらず、旅行業者代理業の登録を受けなくても、当該受託契約の相手方（以下「委託旅行業者」という。）を代理して企画旅行契約を締結することができる。

2 前項の規定により委託旅行業者と受託契約を締結した旅行業者（以下「受託旅行業者」という。）が、当該受託契約において、当該受託旅行業者を所属旅行業者とする旅行業者代理業者のうち当該委託旅行業者を代理して企画旅行契約を締結することができるものを定めたときは、その受託契約において定めら

(禁止行為)

第37条の9 法第13条第3項第4号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 運送サービス（専ら企画旅行の実施のために提供されるものに限る。）を提供する者に対し、輸送の安全の確保を不当に阻害する行為

(2) 旅行者に対し、旅行地において特定のサービスの提供を受けること又は特定の物品を購入することを強要する行為

れた旅行業者代理業者（以下「受託旅行業者代理業者」という。）は、当該委託旅行業者を代理して企画旅行契約を締結することができる。

- 3 委託旅行業者及び受託旅行業者は、受託契約において、委託旅行業者を代理して企画旅行契約を締結することができる受託旅行業者又はその受託旅行業者代理業者の営業所を定めておかなければならない。

（旅行業者代理業者の旅行業務等）

第14条の3 旅行業者代理業者は、前条第2項の規定により代理して企画旅行契約を締結する場合を除き、その所属旅行業者以外の旅行業者のために旅行業務を取り扱ってはならない。

- 2 旅行業者代理業者は、旅行業務に関し取引をしようとするときは、所属旅行業者の氏名又は名称及び旅行業者代理業者である旨を取引の相手方に明示しなければならない。

- 3 旅行業者代理業者は、その行う営業が旅行業であると誤認させ、又は所属旅行業者を誤認させるような表示、広告その他の行為をしてはならない。

- 4 観光庁長官は、旅行業者代理業者に対し、その行う営業が旅行業であると誤認させ、又は所属旅行業者を誤認させないようにするための措置をとるべきことを命ずることができる。

- 5 所属旅行業者は、旅行業者代理業者が旅行業務につき旅行者に加えた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該所属旅行業者がその旅行業者代理業者への委託につき相当の注意をし、かつ、その旅行業者代理業者の行う

旅行業法

旅行業務につき旅行者に加えた損害の発生の防止に努めたときは、この限りでない。

(事業の廃止等)

第15条 旅行業者等は、その事業を廃止し、事業の全部を譲渡し、又は分割により事業の全部を承継させたときは、その日から30日以内に、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

旅行業法施行規則

(事業の廃止等の届出)

第38条 法第15条第1項の規定により旅行業又は旅行業者代理業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業廃止届出書を登録行政庁に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 登録番号
- (3) 事業廃止の年月日
- (4) 事業廃止の理由

2 法第15条第1項の規定により旅行業又は旅行業者代理業の全部の譲渡の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業譲渡届出書を登録行政庁に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 事業譲渡の年月日
- (3) 事業を譲り受けた者の氏名又は名称及び住所
- (4) 事業譲渡の理由

3 法第15条第1項の規定により分割による旅行業又は旅行業者代理業の全部の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業分割承継届出書を登録行政庁に提出しなければならない。

- (1) 第1項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 事業分割承継の年月日
- (3) 事業を分割により承継した法人の名称及び所在地
- (4) 事業分割承継の理由

旅行業法

2 旅行者等たる法人が合併により消滅したときは、その業務を執行する役員であつた者は、その日から30日以内に、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

3 旅行者等が死亡したときは、相続人は、被相続人の死亡を知つた日から30日以内にその旨を観光庁長官に届け出なければならない。

4 旅行者等が死亡した場合において、相続人が被相続人の死亡後60日以内に登録の申請をしたときは、相続人は、被相続人の死亡の日からその登録があつた旨又は登録を拒否する旨の通知を受ける日まで引き続き旅行業又は旅行者代理業を営むことができるものとし、この間の営業については、被相続人の受けた旅行業の登録は、被相続人の死亡の日に関し相続人が受けたものとみなし、被相続人の供託した営業保証金は、相続人が供託したものとみなす。

(旅行者代理業の登録の失効)

第15条の2 旅行者代理業の登録は、次の各号の一に該当することとなつたときは、その効力を失う。

- (1) 当該旅行者代理業者が所属旅行者のために旅行業務を取り扱うことを内容とす

旅行業法施行規則

(法人の合併による消滅等の届出)

第39条 法第15条第2項の規定により旅行者等たる法人の合併による消滅の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した法人消滅届出書を登録行政庁に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 登録番号
- (3) 合併の年月日
- (4) 合併後存続する法人又は合併により設立した法人の名称及び所在地
- (5) 合併の理由

(死亡の届出)

第40条 法第15条第3項の規定により旅行者等の死亡の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した旅行者等死亡届出書を登録行政庁に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 登録年月日
- (3) 死亡の年月日

る契約が効力を失ったとき。

- (2) 所属旅行業者が第20条第1項又は第2項の規定により旅行業の登録を抹消されたとき。

(営業保証金についての権利の承継等)

第16条 旅行業者が死亡し、旅行業者たる法人が合併により消滅し、若しくは分割によりその事業の全部を承継させ、又は旅行業者がその事業の全部を譲渡したため、第20条の規定による登録の抹消があつた場合において、その日から6月以内に、その相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人、分割によりその事業の全部を承継した法人又はその事業の譲受人が旅行業の登録を受け、かつ、旅行業者であつた者が供託した営業保証金につき権利を承継した旨の届出を観光庁長官にしたときは、その営業保証金は、新たに旅行業者となつた者が第7条第1項の規定により供託した営業保証金とみなす。

2 前項の届出をする場合には、供託物受入の記載ある供託書の写及びその営業保証金につき権利を承継した事実を証明する書面を添付しなければならない。

3 第1項の届出は、第7条第3項から第5項までの規定の適用については、同条第2項の規定による届出とみなす。

4 第1項の場合において、その営業保証金につき、旅行業者であつた者又は当該旅行業者であつた者を所属旅行業者とする旅行業者代理業者との取引によつて生じた債権に関し、次条第1項の権利を有する者があるときは、同項の権利の実行については、その債権は、新たに旅行業者となつた者との取引によつて

生じた債権とみなす。

(営業保証金の還付)

第17条 旅行業者又は当該旅行業者を所属旅行業者とする旅行業者代理業者と旅行業務に関し取引をした旅行者は、その取引によつて生じた債権に関し、当該旅行業者が供託している営業保証金について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の権利の実行に関し必要な事項は、法務省令・国土交通省令で定める。

(営業保証金の不足額の供託等)

第18条 旅行業者は、前条第1項の権利を有する者がその権利を実行したため、営業保証金が第8条第1項に規定する額に不足することとなつたときは、その不足額を供託しなければならない。

2 旅行業者は、前項の規定により営業保証金の供託をしたときは、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

3 第1項に規定する場合において、法務省令・国土交通省令で定める日から14日以内に旅行業者が前項の届出をしないときは、当該旅行業者に係る登録は、その効力を失う。

(営業保証金の保管替え等)

第18条の2 旅行業者は、金銭のみをもつて営業保証金を供託している場合において、主たる営業所を移転したためその最寄りの供託所が変更したときは、遅滞なく、法務省令・国土交通省令で定めるところにより、営業保証金を供託している供託所に対し、費用を予納して、移転後の主たる営業所の最寄りの供託所への営業保証金の保管替えを請求しなければ

ばならない。

2 旅行業者は、第8条第6項に規定する有価証券又はその有価証券及び金銭をもつて営業保証金を供託している場合において、主たる営業所を移転したためその最寄りの供託所が変更したときは、遅滞なく、新たに当該営業保証金と同額の営業保証金を移転後の主たる営業所の最寄りの供託所に供託しなければならない。その供託をしたときは、法務省令・国土交通省令で定めるところにより、移転前の主たる営業所の最寄りの供託所に供託した営業保証金を取り戻すことができる。

3 第7条第2項の規定は、第1項及び前項前段の場合に準用する。

(業務改善命令)

第18条の3 観光庁長官は、旅行業者等の業務の運営に関し、取引の公正、旅行の安全又は旅行者の利便を害する事実があると認めるときは、当該旅行業者等に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

- (1) 旅行業務取扱管理者を解任すること。
- (2) 旅行業務の取扱いの料金又は企画旅行に関し旅行者から收受する対価を変更すること。
- (3) 旅行業約款を変更すること。
- (4) 企画旅行に係る第12条の10の国土交通省令で定める措置を確実に実施すること。
- (5) 旅行者に生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約を締結すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、業務の運営の改善に必要な措置をとること。

2 観光庁長官は、旅行業者等が第12条の2第3項、第12条の4第1項若しくは第2項、第

12条の5第1項、第12条の7、第12条の8又は第13条第1項（第2号に掲げる行為のうち旅行者に対する行為に係る部分に限る。）の規定に違反した場合において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、消費者庁長官に協議しなければならない。

- 3 消費者庁長官は、旅行者の正当な利益の保護を図るため必要があると認めるときは、観光庁長官に対し、第1項の規定による命令（前項に規定する規定に違反した旅行者等に対するものに限る。）に関し、必要な意見を述べることができる。
- 4 前2項の規定は、第24条の規定により、第1項に規定する観光庁長官の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされている場合には、適用しない。

（登録の取消し等）

第19条 観光庁長官は、旅行者等が次の各号の一に該当するときは、6箇月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

- (1) この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。
- (2) 第6条第1項第2号若しくは第4号から第6号までの一に掲げる者に該当することとなつたとき、又は登録当時同項各号の一に掲げる者に該当していたことが判明したとき。
- (3) 不正の手段により第3条の登録、第6条の3第1項の有効期間の更新の登録又は第6条の4第1項の変更登録を受けたとき。
- 2 観光庁長官は、旅行者等が登録を受けてから1年以内に事業を開始せず、又は引き続き

き1年以上事業を行っていないと認めるときは、登録を取り消すことができる。

- 3 第6条第2項の規定は前2項の規定による処分について、前条第2項から第4項までの規定は第1項の規定による処分について、それぞれ準用する。

(登録の抹消等)

第20条 観光庁長官は、登録の有効期間（第6条の3第3項に規定する場合にあつては、同項の規定によりなお効力を有することとされる期間を含む。）が満了したとき、第7条第5項（第8条第3項又は第9条第2項において準用する場合を含む。）若しくは前条第1項若しくは第2項の規定による登録の取消しをしたとき、第15条の規定による届出があつたとき、又は第15条の2若しくは第18条第3項（第22条の15第4項又は第22条の22第2項において準用する場合を含む。）の規定により登録が効力を失つたときは、当該旅行業又は旅行業者代理業の登録を抹消しなければならない。

- 2 観光庁長官は、第15条第2項又は第3項の規定による届出をすべき事実が発生したと認める場合において、これらの規定に基づく届出がないときは、当該届出がなくても旅行業又は旅行業者代理業の登録を抹消することができる。

- 3 前2項の規定による登録の抹消があつたときは、旅行業者であつた者又はその承継人は、供託した営業保証金を取り戻すことができる。

- 4 第9条第8項及び第9項の規定は、前項の規定により営業保証金を取り戻す場合について準用する。

旅 行 業 法

(旅行者登録簿等の閲覧)

第21条 観光庁長官は、旅行者登録簿及び旅行者代理業者登録簿を公衆の閲覧に供しなければならない。

(登録免許税及び手数料)

第22条 第4条第1項の規定による登録、第6条の3第1項の規定による有効期間の更新の登録又は第6条の4第1項の規定による変更登録の申請をする者(第24条の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係る申請をする者を除く。)は、次に掲げる区分により、登録免許税法(昭和42年法律第35号)で定める登録免許税又は実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

- (1) 第4条第1項の規定による登録の申請又は第6条の4第1項の規定による変更登録の申請(当該変更登録の申請の際現に都道府県知事により第5条第1項に規定する旅行者登録簿に登録されている者が行うものに限る。)については、登録免許税
 - (2) 前号に掲げる申請以外の申請については、手数料
- 2 第11条の3第1項の旅行業務取扱管理者試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 3 第12条の27第1項の規定により観光庁長官が行う旅程管理研修を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

第3章 旅行業協会

旅行業法施行規則

(手数料)

- 第41条 旅行業法施行令(昭和46年政令第338号)第4条に規定する手数料は、それぞれ更新登録申請書、旅行業務取扱管理者試験受験願書又は旅程管理研修受講申請書に収入印紙をはつて納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第6条の3第1項の更新の登録、法第11条の3第1項の試験の受験又は法第12条の27第1項の研修の受講の申請をする場合において、当該申請を行つたことにより得られた納付情報により納めるときは、現金をもつてすることができる。
- 2 法第25条の2第9項の規定により前項の手数料を旅行業協会に納付する場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該旅行業協会の試験事務規程に定めるところによる。
- 3 すでに納めた手数料は、いかなる理由があつても返さない。

参考 旅行業法及び旅行業法施行令から作成

	<第1種>	<第2種・第3種>
更新登録	29,200円 (電子情報処理組織を使用する場合は28,300円)	各都道府県条例の定めによる。
変更登録		各都道府県条例の定めによる。
	<一 般>	<国 内>
取扱管理者試験	6,500円	5,800円

旅行業法

(指定)

第22条の2 観光庁長官は、次に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条各号に掲げる業務の全部について適正な計画を有し、かつ、確実にその業務を行うことができるものと認められるときは、この章に定めるところにより同条各号に掲げる業務を行う者として、指定することができる。

- (1) 申請者が一般社団法人であること。
 - (2) 申請者が旅行者等のみを社員とするものであること。
 - (3) 申請者の定款が社員の資格の得喪に関し第22条の4の規定に適合するものであること。
 - (4) 申請者が第22条の21第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から5年を経過していない者でないこと。
 - (5) 申請者の役員のうち第6条第1項第1号から第3号まで又は第5号の一に該当する者がいないこと。
- 2 観光庁長官は、前項の指定をしたときは、その指定した者（以下「旅行業協会」という。）の名称、住所及び事務所の所在地並びに第22条の9第1項の観光庁長官の指定する弁済業務開始日を官報で公示しなければならない。
- 3 旅行業協会は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。
- 4 観光庁長官は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

旅行業法施行規則

(旅行業協会の指定の申請)

第42条 法第22条の2第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を観光庁長官に提出しなければならない。

- (1) 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (2) 事務所の所在地
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 定款
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 社員である旅行者等の氏名又は名称、住所、登録番号及び登録年月日を記載した書類
 - (4) 役員の名簿及び履歴書
 - (5) 法第22条の3各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画
 - (6) 最近の事業年度における事業報告書及び収支決算書
 - (7) 法第22条の2第1項第4号及び第5号に掲げる要件を備えていることを証する書類

(名称等の変更の届出)

第43条 法第22条の2第3項の規定による変更の届出は、変更しようとする日の2週間前までに書面によりしなければならない。

(業務)

第22条の3 旅行業協会は、次に掲げる業務をこの章に定めるところにより適正かつ確実に実施しなければならない。

- (1) 旅行者及び旅行に関するサービスを提供する者からの旅行業者等の取り扱った旅行業務に対する苦情の解決
- (2) 旅行業務の取扱いに従事する者に対する研修
- (3) 旅行業務に関し社員である旅行業者又は当該旅行業者を所属旅行業者とする旅行業者代理業者と取引をした旅行者に対しその取引によつて生じた債権に関し弁済をする業務（以下「弁済業務」という。）
- (4) 旅行業務の適切な運営を確保するための旅行業者等に対する指導
- (5) 旅行業務に関する取引の公正の確保又は旅行業及び旅行業者代理業の健全な発達を図るための調査、研究及び広報

(社員の資格及び加入)

第22条の4 旅行業協会は、社員の資格について、旅行業者と旅行業者代理業者との別以外の制限を加えてはならない。

2 旅行業協会は、社員としての資格を有する旅行業者等が旅行業協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の社員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

(社員の加入及び脱退の報告)

第22条の5 旅行業協会は、新たに社員が加入し、又は社員がその地位を失つたときは、直ちに、その旨を観光庁長官に報告しなければならない。

(社員の加入及び脱退の報告)

第44条 法第22条の5の規定による報告は、社員の加入又は脱退につき次に掲げる事項を記載した報告書を提出することによりしなければならない。

ならない。

(苦情の解決)

第22条の6 旅行業協会は、旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者から旅行業者等が取り扱った旅行業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するとともに、当該旅行業者等に対し当該苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 旅行業協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該旅行業者等に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 社員は、旅行業協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 旅行業協会は、第1項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について社員に周知させなければならない。

(旅行業務の研修)

第22条の7 旅行業協会は、一定の課程を定め、旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力についての研修その他旅行業者等の従業者に対する旅行業務の取扱いについての研修を実施しなければならない。

2 前項の研修は、社員以外の旅行業者等の従業者も受けることができるようにしなければならない。

ばならない。

- (1) 新たに加わり、又は脱退した社員の氏名又は名称、住所、登録番号及び登録年月日
- (2) 加入又は脱退の年月日

(弁済業務保証金の供託)

第22条の8 旅行業協会は、第22条の10第1項から第3項までの規定により弁済業務保証金分担金の納付を受けたときは、その日から7日以内に、法務省令・国土交通省令で定めるところにより、その納付を受けた額に相当する額の弁済業務保証金を供託しなければならない。

- 2 弁済業務保証金の供託は、旅行業協会の住所のもよりの供託所にしなければならない。
- 3 第7条第2項及び第8条第6項の規定は、第1項の規定により弁済業務保証金を供託する場合に準用する。

(弁済業務保証金の還付)

第22条の9 保証社員（次条第1項の規定により弁済業務保証金分担金を納付した社員をいう。以下同じ。）又は当該保証社員を所属旅行業者とする旅行業者代理業者と旅行業務に関し取引をした旅行者は、観光庁長官の指定する弁済業務開始日以後、その取引によつて生じた債権に関し、当該保証社員について弁済業務規約で定める弁済限度額の範囲内（当該保証社員について既に次項の認証をした債権があるときはその額を控除し、第22条の11第2項の規定により納付を受けた額があるときはその額を加えた額の範囲内）において、旅行業協会が供託している弁済業務保証金から弁済を受ける権利を有する。

- 2 前項の権利を実行しようとする者は、その債権について旅行業協会の認証を受けなければならない。
- 3 旅行業協会は、第1項の権利の実行があつた場合においては、その日から21日以内に、

(認証の申出)

第45条 法第22条の9第2項の規定によりその債権について旅行業協会の認証（以下「認証」という。）を受けようとする者は、その者と取引をした保証社員（その者と取引をし

旅 行 業 法

- 当該還付額に相当する額の弁済業務保証金を供託しなければならない。
- 4 第7条第2項及び第8条第6項の規定は、前項の規定により弁済業務保証金を供託する場合に準用する。
- 5 第1項の弁済限度額は、第22条の14の規定の適用がないとしたならば当該保証社員である旅行者が供託すべきこととなる営業保証金の額を下ることができない。
- 6 第1項の権利の実行に関し必要な事項は法務省令・国土交通省令で、第2項の認証に関し必要な事項は国土交通省令で定める。

旅行業法施行規則

た旅行者代理業者の所属旅行者たる保証社員を含む。以下「認証対象保証社員」という。)が属する旅行業協会の弁済業務規約で定めるところにより、当該旅行業協会に認証の申出をしなければならない。

(認証の基準)

第46条 旅行業協会は、認証の申出があつたときは、当該申出に理由がないと認める場合、認証の申出に係る債権について認証対象保証社員から弁済を受けることができないことについて申出人に故意又は重大な過失があると認める場合及び法第22条の9第1項の権利を有することの立証が不十分であると認める場合を除き、当該申出に係る債権について認証をしなければならない。

(認証事務の処理)

第47条 旅行業協会は、認証に係る事務を処理する場合には、認証申出書の受理の順序に従つてしなければならない。

2 前項の規定の適用については、認証対象保証社員に係る最初の認証の申出（認証対象保証社員について、以前に弁済業務保証金の還付が行われ、還付充当金が納付された場合にあっては、当該納付があつた後最初の認証の申出）のあつた日から60日を経過した日までになされた認証対象保証社員に係る旅行者からの認証の申出は、当該最初の認証の申出のあつた日から60日を経過した日に同時に受理されたものとみなす。

3 旅行業協会は、申出人に対し、認証をする旨又は認証を拒否する旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(弁済業務保証金分担金の納付等)

第22条の10 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる日までに、弁済業務保証金に充てるため、弁済業務規約で定める額の弁済業務保証金分担金を旅行業協会に納付しなければならない。

- (1) 旅行業協会に加入しようとする旅行者
その加入しようとする日
 - (2) 第22条の2第1項の指定の日に旅行業協会の社員である旅行者 前条第1項の観光庁長官の指定する弁済業務開始日の1箇月前の日
- 2 保証社員は、毎事業年度終了後においてその弁済業務保証金分担金の額が増加することとなるときはその終了の日の翌日から100日以内に、第6条の4第1項の変更登録を受けた場合においてその弁済業務保証金分担金の額が増加することとなるときは変更登録を受けた日から14日以内に、その増加することとなる額の弁済業務保証金分担金を旅行業協会に納付しなければならない。
- 3 保証社員は、弁済業務規約の変更により弁済業務保証金分担金の額が増額されたときは、弁済業務規約で定める期日までに、その増額分の弁済業務保証金分担金を旅行業協会に納付しなければならない。
- 4 社員は、第1項第2号又は前2項に規定する期日までにこれらの規定による弁済業務保証金分担金を納付しないときは、旅行業協会の社員の地位を失う。

(還付充当金の納付等)

第22条の11 旅行業協会は、第22条の9第1項の規定により弁済業務保証金の還付があつた

ときは、当該還付に係る保証社員又は保証社員であつた者に対し、当該還付額に相当する額の還付充当金を旅行業協会に納付すべきことを通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた保証社員又は保証社員であつた者は、その通知を受けた日から7日以内に、その通知された額の還付充当金を旅行業協会に納付しなければならない。

3 保証社員は、前項に規定する期日までに第1項の還付充当金を納付しないときは、旅行業協会の社員の地位を失う。

(弁済業務保証金の取戻し等)

第22条の12 旅行業協会は、保証社員が旅行業協会の社員の地位を失つたときは、当該保証社員であつた者が第22条の10の規定により納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額の弁済業務保証金を、毎事業年度終了後又は保証社員が第6条の4第1項の変更登録を受けた場合において当該保証社員に係る第22条の10の弁済業務保証金分担金の額が減少することとなるときは、その減少することとなる額に相当する額の弁済業務保証金を取り戻すことができる。

2 旅行業協会は、弁済業務規約の変更により弁済業務保証金分担金の額が減額されたときは、すべての保証社員の減額分に相当する額の弁済業務保証金を取り戻すことができる。

3 旅行業協会は、前2項の規定により弁済業務保証金を取り戻したときは、当該保証社員であつた者又は保証社員に対し、その取り戻した額に相当する額の弁済業務保証金分担金を返還する。

4 前項の場合において、当該保証社員が社員

の地位を失つたときは次項に規定する期間が経過した後、旅行業協会が当該保証社員であつた者又は保証社員に対して債権を有するときはその債権に関し弁済が完了した後、旅行業協会が当該保証社員であつた者又は保証社員に関し第22条の9第2項の認証をした債権があるときは当該債権に関して生ずることとなる前条第1項の還付充当金の債権に関し弁済が完了した後、前項の弁済業務保証金分担金を返還する。

- 5 旅行業協会は、保証社員が社員の地位を失つたときは、当該保証社員であつた者又は当該保証社員であつた者を所属旅行業者とする旅行業者代理業者との旅行業務に関する取引で当該保証社員であつた者が保証社員であつた期間におけるものによつて生じた債権に関し第22条の9第1項の権利を有する者に対し、6月を下らない一定期間内に同条第2項の認証を受けるため申し出るべき旨を公告しなければならない。
- 6 旅行業協会は、前項の期間内に申出のなかつた同項の債権に関しては、第22条の9第2項の認証をすることができない。
- 7 第9条第9項の規定は、第1項及び第2項の規定により弁済業務保証金を取り戻す場合に準用する。

(弁済業務保証金準備金)

第22条の13 旅行業協会は、第22条の9第3項の規定により弁済業務保証金を供託する場合において還付充当金の納付がなかつたときの弁済業務保証金の供託に充てるため、弁済業務保証金準備金を積み立てなければならない。

- 2 旅行業協会は、弁済業務保証金（第22条の8第3項において準用する第8条第6項の規定により供託された有価証券を含む。）から生ずる利息又は配当金を弁済業務保証金準備金に繰り入れなければならない。
- 3 旅行業協会は、第22条の9第3項の規定により弁済業務保証金を供託する場合において、第1項の弁済業務保証金準備金をこれに充ててなお不足するときは、その不足額に充てるため、保証社員に対し、弁済業務規約で定める額の特別弁済業務保証金分担金を旅行業協会に納付すべきことを通知しなければならない。
- 4 前項の通知を受けた保証社員は、その通知を受けた日から1月以内に、その通知された額の特別弁済業務保証金分担金を旅行業協会に納付しなければならない。
- 5 第22条の11第3項の規定は、前項の場合に準用する。
- 6 旅行業協会は、弁済業務保証金準備金を第22条の9第3項の規定による弁済業務保証金の供託に充てた後において、第22条の11第2項の規定により当該弁済業務保証金の供託に係る還付充当金の納付を受けたときは、その還付充当金を弁済業務保証金準備金に繰り入れなければならない。
- 7 旅行業協会は、弁済業務保証金準備金の額が国土交通省令で定める額を超えることとなるときは、観光庁長官の認可を受けて、第22条の3各号に掲げる業務の実施に要する費用に充てるため、その超えることとなる額の弁済業務保証金準備金を取り崩すことができる。

（弁済業務保証金準備金の取り崩し）

第48条 法第22条の13第7項の国土交通省令で定める額は、旅行業協会ごとに、当該旅行業協会に係る弁済業務保証金の還付に関する状況及び旅行業務に関し取引をした旅行者の保護を考慮して、観光庁長官が告示で定める額とする。

(営業保証金の供託の免除)

第22条の14 保証社員は、第22条の9第1項の観光庁長官の指定する弁済業務開始日以後、この法律の規定による営業保証金を供託することを要しない。

(保証社員となつた場合の営業保証金の取戻し等)

第22条の15 旅行者は、旅行業協会の保証社員となつたときは、供託した営業保証金を取りもどすことができる。

2 第9条第8項及び第9項の規定は、前項の規定により営業保証金を取り戻す場合に準用する。

3 旅行者は、保証社員でなくなつたときは、直ちに、営業保証金を供託しなければならない。

4 第18条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により営業保証金を供託する場合に準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第22条の15第3項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第22条の15第3項」と、「法務省令・国土交通省令で定める日から14日以内に」とあるのは「保証社員でなくなつた日から7日以内に」と読み替える。

(保証社員の旅行業約款の記載事項)

第22条の16 保証社員は、その旅行業約款に次に掲げる事項を明示しておかなければならない。

- (1) その所属する旅行業協会の名称及び所在地
- (2) 保証社員又は当該保証社員を所属旅行者とする旅行者代理業者と旅行業務に関し取引をした者は、その取引によつて生じ

た債権に関し、当該保証社員が所属する旅行業協会が供託している弁済業務保証金から弁済を受けることができること。

- (3) 当該保証社員に係る弁済業務保証金からの弁済限度額
 - (4) 営業保証金を供託していないこと。
- (弁済業務規約の認可)

第22条の17 旅行業協会は、次に掲げる事項に関し弁済業務規約を定め、観光庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 弁済業務保証金分担金の額及び納付の方法に関する事項
- (2) 弁済限度額及び債権の認証に関する事項
- (3) 還付充当金の納付の方法に関する事項
- (4) 弁済業務保証金の取りもどし及び取りもどし金の管理に関する事項
- (5) 弁済業務保証金分担金の返還に関する事項
- (6) 弁済業務保証金準備金の管理の方法並びに特別弁済業務保証金分担金の額及び納付の方法に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、弁済業務の実施に関し必要な事項

2 観光庁長官は、前項の規定により認可をした弁済業務規約が弁済業務の適正かつ確実な実施上不適当なものとなつたと認めるときは、旅行業協会に対し、その変更を命ずることができる。

(事業計画等)

第22条の18 旅行業協会は、毎事業年度開始前に（第22条の2第1項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた

後すみやかに)、事業計画及び収支予算を作成し、観光庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 旅行業協会は、毎事業年度経過後3箇月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、観光庁長官に提出しなければならない。

(役員を選任及び解任)

第22条の19 旅行業協会の役員を選任及び解任は、観光庁長官の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

- 2 観光庁長官は、旅行業協会の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは第22条の17第1項の規定により認可を受けた弁済業務規約に違反する行為をしたとき、又はその在任により旅行業協会が第22条の2第1項第5号に掲げる要件に適合しなくなるときは、旅行業協会に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(監督命令)

第22条の20 観光庁長官は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、旅行業協会に対し、監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し)

第22条の21 観光庁長官は、旅行業協会が次の各号の一に該当するときは、第22条の2第1項の指定を取り消すことができる。

- (1) 第22条の3各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

(2) この法律、この法律に基づく命令又は第22条の17第1項の規定により認可を受けた弁済業務規約に違反したとき。

(3) 第22条の17第2項、第22条の19第2項又は前条の規定による処分違反したとき。

2 観光庁長官は、第22条の2第1項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定の取消し等の場合の営業保証金の供託等)

第22条の22 旅行業協会が第22条の2第1項の指定を取り消され、又は解散した場合においては、当該旅行業協会の保証社員であつた旅行者は、営業保証金を供託しなければならない。

2 第18条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により営業保証金を供託する場合に準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第22条の22第1項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第22条の22第1項」と、「法務省令・国土交通省令で定める日から14日以内に」とあるのは「旅行業協会が第22条の2第1項の指定を取り消され、又は解散した日から21日以内に」と読み替える。

(指定の取消し等の場合の弁済業務)

第22条の23 観光庁長官は、第22条の2第1項の指定を取り消され、又は解散した旅行業協会（以下「旧協会」という。）の保証社員であつた旅行者のうち前条第2項において準用する第18条第3項の規定により登録が効力を失つたため第20条第1項の規定により登録

- を抹消された者に関する事項を旧協会に通知する。
- 2 旧協会は、前項の通知を受けたときは、供託した弁済業務保証金を取り戻すことができる。ただし、同項の通知に係る保証社員であつた者の弁済限度額の合計額及びその他の保証社員であつた者に係る第22条の9第2項の認証をした債権で同条第1項の権利が実行されていないものの合計額に相当する額の弁済業務保証金については、この限りでない。
 - 3 旧協会は、第1項の通知を受けたときは、同項の通知に係る保証社員であつた者又は当該保証社員であつた者を所属旅行者とする旅行者代理業者との旅行業務に関する取引で当該保証社員であつた者が保証社員であつた期間におけるものによつて生じた債権に関し第22条の9第1項の権利を有する者に対し、6月を下らない一定期間内に同条第2項の認証を受けるため申し出るべき旨を公告しなければならない。
 - 4 旧協会は、前項の規定による公告をした後においては、当該公告に定める期間内に申出のあつた同項に規定する債権について、なお第22条の9第2項の規定による認証の事務を行うものとする。
 - 5 旧協会は、第3項の公告に定める期間内に申出のあつた同項に規定する債権に関する認証の事務が終了した後は、その時において供託されている弁済業務保証金のうちその時まで第22条の9第2項の認証をした債権で同条第1項の権利が実行されていないものの合計額を控除した額の弁済業務保証金を取り戻

すことができる。

6 旧協会は、第3項の公告に定める期間の後6月を経過した日以後は、その時においてなお供託されている弁済業務保証金を取り戻すことができる。

7 第9条第8項及び第9項の規定は第3項の規定により公告をする場合に、同条第9項の規定は第2項及び前2項の規定により弁済業務保証金を取り戻す場合に準用する。

(指定の取消し等の場合の弁済業務保証金等の交付)

第22条の24 旧協会は、前条第2項、第5項及び第6項の規定により取りもどした弁済業務保証金、第22条の2第1項の指定を取り消され、又は解散した日(以下「指定取消し等の日」という。)以後において第22条の11第2項の規定により納付された還付充当金並びに弁済業務保証金準備金(指定取消し等の日以後において第22条の13第4項の規定により納付された特別弁済業務保証金分担金を含む。)を、指定取消し等の日に保証社員であった者に対し、これらの者に係る弁済業務保証金分担金の額に応じ、政令で定めるところにより、交付する。

第4章 雑則

(意見の聴取)

第23条 観光庁長官は、第6条第1項(第6条の3第2項又は第6条の4第2項において準用する場合を含む。第3項において同じ。)の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ、当該旅行者等又はその代理人の出頭を求めて、釈明及び証拠の提出

(意見の聴取の手続)

第49条 意見の聴取(観光庁長官がした処分に係るものに限る。)は、観光庁長官の指名する職員を議長とする意見聴取会において行う。

2 意見を聴取される者の代理人として意見聴取会に出席しようとする者は、書面をもって

旅行業法

の機会を与えるため、公開により意見を聴取しなければならない。

- 2 前項の場合においては、観光庁長官は、意見の聴取の期日の1週間前までに、処分をしようとする理由並びに意見の聴取の期日及び場所を当該旅行者等に通知し、かつ、意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。
- 3 観光庁長官は、第1項の場合において、当該旅行者等の所在が不明であるため前項の規定による通知をすることができず、かつ、同項の規定による公示をした日から起算して30日を経過してもその所在が判明しないとき、又は当該旅行者等若しくはその代理人が正当な理由がなく意見の聴取の期日に出頭しないときは、第1項の規定にかかわらず、意見の聴取を行わないで第6条第1項の規定による処分をすることができる。

(聴聞の特例)

- 第23条の2 観光庁長官は、第18条の3第1項(第1号を除く。)の規定による処分又は第19条第1項の規定による業務の停止の命令をしようとするときは、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 2 観光庁長官は、第18条の3第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の1週間前までに、行政手続法第15条第1項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

旅行業法施行規則

代理人であることを疎明しなければならない。

- 3 議長は、意見の聴取を妨害し、又は意見聴取会の秩序をみだす者に対し退場を命ずることができる。
- 4 議長は、意見の聴取が終つたときは、速やかに、意見の聴取の概要について記録書を作成し、観光庁長官に提出しなければならない。
- 5 議長は、やむを得ないと認める場合には、意見の聴取を延期し、又は続行することができる。
- 6 議長は、前項の規定により意見の聴取を延期したときは、次回の意見聴取会の日時及び場所を定め、意見を聴取される者及び出席者に通知するものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、意見聴取会の議事手続その他意見の聴取について必要な事項は、議長が定める。

3 前項の通知を行政手続法第15条第3項の規定する方法によつて行う場合においては、同条第1項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、2週間を下回つてはならない。

4 第2項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(経過措置)

第23条の3 この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(都道府県が処理する事務)

第24条 この法律に規定する観光庁長官の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(団体の届出)

第25条 旅行業務に関する取引の公正の維持又は旅行業若しくは旅行業者代理業の健全な発達を図ることを目的として旅行業者等又は旅行業務に関する契約の実施のための業務に従事する者が組織する団体は、その成立の日から30日以内に、国土交通省令で定める事項を観光庁長官に届け出なければならない。

(法第25条の団体)

第50条 法第25条の規定により旅行業者等又は旅行業務に関する契約の実施のための業務に従事する者（以下この条において「旅行関連業務従事者」という。）が組織する団体の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、旅行業者等が組織する団体にあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、それ以外の団体にあつては、観光庁長官に提出しなければならない。

- (1) 名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 目的

旅 行 業 法

旅行業法施行規則

(試験事務の代行)

第25条の2 観光庁長官は、申請により、旅行業協会に第11条の3の規定による旅行業務取扱管理者試験の事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

- (3) 事業の概要
 - (4) 代表者の氏名
 - (5) 成立の年月日
 - (6) 団体を組織する旅行者等又は旅行関連業務従事者の氏名又は名称及び主たる営業所の所在地
- (解散等の届出)

第50条の2 法第25条の団体は、解散し、又は前条第1号から第4号までに掲げる事項に変更があつた場合は、30日以内に、その旨を観光庁長官（旅行者等が組織する団体にあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事）に届け出なければならない。

(試験事務の代行)

第51条 旅行業協会は、法第25条の2第1項の規定により試験事務を行なおうとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を観光庁長官に提出しなければならない。

- (1) 名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2) 試験事務を行なう事務所の所在地
- (3) 試験事務を統括する役員の氏名
- (4) 試験事務の実施に関する計画の概要

2 法第25条の2第1項の規定により試験事務を実施する旅行業協会の名称及び主たる事務所の所在地並びに試験事務を行う事務所の所在地は、次のとおりとする。

名 称	主たる事務所の所在地	試験事務を行う事務所の所在地
一般社団法人日本旅行業協会	東京都千代田区霞が関3丁目3番3号全日通霞が関ビル	東京都千代田区霞が関3丁目3番3号全日通霞が関ビル
社団法人全国旅行業協会（昭和41年2月22日に社団法人全国	東京都港区虎ノ門4丁目1番20号田中山ビル	東京都港区虎ノ門4丁目1番20号田中山ビル

旅 行 業 法

旅行業協会という名称で設立された法人をいう。)

旅行業法施行規則

- 2 旅行業協会は、前項の規定により試験事務を行おうとするときは、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」という。）を定め、観光庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 前項の試験事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。
- 4 旅行業協会は、試験事務を行う場合において、旅行業務取扱管理者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、国土交通省令で定める要件を備える者（以下「試験委員」という。）に行わせなければならない。
- 5 旅行業協会は、試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を観光庁長

（変更の届出）

第52条 旅行業協会は、前条第1項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から10日以内に、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

（旅行業協会が試験事務を行う場合における規定の適用）

第53条 法第25条の2第1項の規定により旅行業協会が試験事務を行う場合における第13条第1項並びに第14条第1項及び第4項の規定の適用については、これらの規定中「観光庁長官」とあるのは、「旅行業協会」とする。

（試験事務規程）

第54条 法第25条の2第2項の試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 試験の種類に関する事項
- (2) 試験事務を行なう事務所の所在地に関する事項
- (3) 試験の実施の方法に関する事項
- (4) 手数料の収納の方法に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、試験事務の実施に関し必要な事項

（試験委員の要件）

第55条 法第25条の2第4項の国土交通省令で定める要件を備える者は、第12条に規定する科目のうちその担当する試験の科目について専門的な知識又は学識経験を有する者とする。

官に届け出なければならない。

- 6 観光庁長官は、旅行業協会の役員又は試験委員が、第2項の規定により認可を受けた試験事務規程（試験委員にあつては、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分を含む。）に違反したとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、旅行業協会に対し、その役員又は試験委員を解任すべきことを命ずることができる。
- 7 試験事務に従事する旅行業協会の役員若しくは職員（試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 8 前項に規定する旅行業協会の役員及び職員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 9 旅行業協会が試験事務を行うときは、第22条の規定による手数料は、旅行業協会に納付するものとする。この場合において、納付された手数料は、旅行業協会の収入とする。
- 10 第22条の17第2項の規定は試験事務規程について、第22条の20の規定は旅行業協会が試験事務を行う場合に準用する。

（報告徴収及び立入検査）

第26条 観光庁長官は、第1条の目的を達成するため必要な限度において、旅行者等、第12条の11第1項の登録を受けた者、旅行業協会又は第25条の団体に、その業務に関し、報告をさせることができる。

- 2 消費者庁長官は、第18条の3第3項（第19条第3項において準用する場合を含む。）の規定による意見を述べるため必要があると認

（手数料）

第41条 [53頁参照]

（報告）

第56条 旅行者等、登録研修機関、旅行業協会又は法第25条の団体は、観光庁長官又は都道府県知事から法第26条第1項の規定による報告を求められたときは、遅滞なく、要求のあつた事項について観光庁長官又は都道府県知事に報告しなければならない。

めるときは、第18条の3第3項に規定する旅行者等に、その業務に関し、報告をさせることができる。

- 3 観光庁長官は、第1条の目的を達成するため必要な限度において、その職員に旅行者等の営業所若しくは事務所又は第12条の11第1項の登録を受けた者若しくは旅行業協会の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。
- 4 消費者庁長官は、第18条の3第3項（第19条第3項において準用する場合を含む。）の規定による意見を述べるため特に必要があると認めるときは、その職員に第18条の3第3項に規定する旅行者等の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。
- 5 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 6 第3項及び第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 7 消費者庁長官は、第2項の規定による報告をさせ、又は第4項の規定による立入検査をしようとするときは、あらかじめ、観光庁長官に協議しなければならない。
- 8 第1項及び第2項の規定による報告の手續並びに第5項の規定による証票の様式は、国土交通省令又は内閣府令で定める。

（消費者庁長官への資料提供等）

第26条の2 消費者庁長官は、旅行者の正当な

（身分証票の様式）

第57条 法第26条第5項の身分を示す証票の様式は、第16号様式とする。

（参考） 第16号様式 139頁参照

利益の保護を図るため必要があると認めるときは、観光庁長官に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

(国土交通省令への委任)

第27条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、国土交通省令で定める。

第5章 罰則

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条の23の規定による研修業務の停止の命令に違反した登録研修機関の役員又は職員
- (2) 第25条の2第7項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条の規定に違反して旅行業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第3条の登録、第6条の3第1項の有効期間の更新の登録又は第6条の4第1項の変更登録を受けた者
- (3) 第6条の4第1項の規定に違反して第4条第1項第4号の業務の範囲について変更をした者

(経由機関)

第58条 法又はこの省令の規定により観光庁長官に提出する書類は、第13条第1項、第14条第2項、第42条第1項、第43条、第44条、第51条第1項及び第52条に規定するものを除き、当該書類を提出する者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して提出しなければならない。

- (4) 第7条第3項（第9条第6項において準用する場合を含む。）又は第11条の規定に違反してその事業を開始した者
- (5) 第14条の規定に違反してその名義を他人に利用させ、又は旅行業若しくは旅行者代理業を他人に経営させた者
- (6) 第14条の3第1項の規定に違反して所属旅行者以外の旅行者のために旅行業務を取り扱った者

第30条 第19条第1項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条の4第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第10条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第11条の2第1項の規定に違反して旅行業務取扱管理者を選任しなかつた者
- (4) 第11条の2第2項の規定に違反して旅行業務に関し旅行者と契約を締結した者
- (5) 第12条第1項又は第3項の規定に違反して料金を掲示しなかつた者
- (6) 第12条の2第1項の規定により認可を受けてしなければならない事項を認可を受けないでした者
- (7) 第12条の2第3項の規定に違反して旅行業約款を掲示せず、又は備え置かなかつた者
- (8) 第12条の5の規定に違反して同条に規定する書面を交付せず、又は虚偽の記載若しくは表示をした書面を交付した者
- (9) 第12条の6第1項の規定に違反して外務

員としての業務を行わせた者

- (10) 第12条の7の規定に違反して広告をした者
- (11) 第12条の8の規定に違反して広告をした者
- (12) 第12条の9第1項の規定に違反して標識を掲示せず、又はその営業所において掲示すべき標識以外の標識を掲示した者
- (13) 第12条の9第2項の規定に違反して標識を掲示した者
- (14) 第13条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
- (15) 第14条の3第2項の規定に違反して明示すべき事項を明示しないで取引をした者
- (16) 第18条の3第1項の規定による命令に違反した者
- (17) 第26条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (18) 第26条第3項若しくは第4項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第32条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録研修機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条の19の規定による届出をしないで研修業務の全部を廃止したとき。
- (2) 第12条の24の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- (3) 第12条の25の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

旅 行 業 法

(4) 第12条の26第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し第29条から第31条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の過料に処する。

- (1) 第12条の20第1項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第2項各号の規定による請求を拒んだ者
- (2) 第15条第1項から第3項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附 則 [抄]

(施行期日)

- 1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して90日をこえない期間内において、政令で定める。

[昭和27年9月政令第415号により、昭和27年10月15日から施行]

(経過規定)

- 2 この法律の施行の際、現に旅行あつ旋業を営んでいる者は、この法律の施行の日から90日間は、第3条又は第12条第1項の規定にかかわらず、登録を受けず、又は料金の届出をしないでも旅行あつ旋業を営むことができる。

旅行業法施行規則

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第5条の規定は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。
- 2 施行あつ旋業法施行規則（昭和27年運輸省令第79号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。
- 3 第5条の規定の施行の日の前日までの間は、法第11条第1項に規定する営業保証金の額は、次のとおりとする。
 - (1) 一般旅行業にあつては、主たる営業所につき30万円、その他の営業所につき営業所ごとに7万円の割合により金額の合計額（その額が70万円をこえるときは、70万円）
 - (2) 国内旅行業にあつては、主たる営業所につき7万円、その他の営業所につき営業所

ごとに3万円の割合による金額の合計額
(その額が30万円をこえるときは、30万円)

- 4 旅行あつ旋業法の一部を改正する法律(昭和46年法律第59号。以下「改正法」という。)附則第2条第1項の規定により一般旅行業又は国内旅行業の登録を受けた者とみなされるものは、この省令の施行の日から2月間は、第32条の規定にかかわらず、旧規則第9条の2の規定する様式による標識を掲示しておくことができる。
- 5 改正法附則第3条第1項に規定する期間内においては、旧規則第8条の2及び第8条の3(第2号に係る部分に限る。)の規定は、改正法附則第3条第1項の旧法届出業者について、旧規則第9条の2の規定は改正法附則第3条第1項の旧法代理店業者の営業所について、なおその効力を有する。
- 6 改正法附則第7条の規定による届出は、当該届出をしようとする者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を経由してしなければならない。

附 則 [昭和31年5月1日法律第90号]

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

[昭和31年10月政令第324号により、昭和31年10月31日から施行]

(経過規定)

- 2 この法律の施行の際現に旅行あつ旋業者である者の登録の有効期間は、改正後の第6条の2の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して6月とする。

- 3 この法律の施行前に営業保証金を供託すべき原因が生じた場合の供託の届出の期間及びその届出をしなかつた場合の登録の取消の手續に関しては、なお従前の例による。
- 4 改正後の第12条の2及び第12条の3の規定は、この法律の施行の際現に旅行あつ旋業を営む者については、この法律の施行後30日間は、適用しない。
- 5 改正後の第12条の4の規定は、この法律の施行の際現に旅行あつ旋業者である者については、この法律の施行後30日間は、適用しない。

附 則 [昭和37年9月15日法律第161号抄]

- 1 この法律は、昭和37年10月1日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
- 4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをする

ことができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

- 5 第3項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てを行うことができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 前8項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。
- 10 この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和37年法律第140号）に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。

附 則 [昭和39年5月2日法律第78号]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

(経過規定)

第2条 この法律の施行の際現に改正前の旅行業法（以下「旧法」という。）第3条又は第6条の3第1項の規定による一般旅行

あつ旋業又は邦人旅行あつ旋業の登録を受けている者は、改正後の旅行あつ旋業法（以下「新法」という。）第3条又は第6条の3第1項の規定による一般旅行あつ旋業又は邦人旅行あつ旋業の登録を受けた者とみなす。

- 2 前項の規定により一般旅行あつ旋業又は邦人旅行あつ旋業の登録を受けた者とみなされるものの当該登録の有効期間は、新法第6条の2の規定にかかわらず、同条の有効期間からその者が旧法第3条又は第6条の3第1項の規定により受けた登録の日からこの法律の施行の日の前日までの期間を控除した期間とする。

第3条 新法第6条の3第1項の規定の適用に関しては、旧法第3条又は第6条の3第1項の規定による一般旅行あつ旋業又は邦人旅行あつ旋業の登録（その有効期間がこの法律の施行の日の前日に満了するものに限る。）は、新法第3条又は第6条の3第1項の規定による一般旅行あつ旋業又は邦人旅行あつ旋業の登録とみなす。

第4条 附則第2条第1項の規定により邦人旅行あつ旋業の登録を受けた者とみなされるもの及びこの法律の施行の日において新法第6条の3第1項の規定による邦人旅行あつ旋業の登録を受けた者は、新法第3条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から3月間（その期間内に新法第20条の規定により当該登録が抹消された場合には、この法律の施行の日からその日までの間）は、日本人の本邦外に係る旅行を対象として一般旅行あつ旋業を営むことができる。その者がその期間内に新法第3条の規定による一般旅行あつ旋業の登録の申請をした場合において、新法第5条

第2項又は第6条第2項の規定による通知を受けるまでの期間についても、同様とする。

- 2 この法律の施行の際現に旧法第3条ただし書に規定する免許又は特許を受けている者は、新法第3条ただし書の規定にかかわらず、この法律の施行の日から3月間（その期間内に当該免許又は特許を受けている者でなくなつた場合には、この法律の施行の日からその日までの間）は、日本人の本邦外に係る旅行を対象として新法第2条第1項第2号の行為を行なう事業を営むことができる。その者がその期間内に新法第3条の規定による一般旅行あつ旋業の登録の申請をした場合において、新法第5条第2項又は第6条第2項の規定による通知を受けるまでの期間についても、同様とする。

第5条 附則第2条第1項の規定により一般旅行あつ旋業又は邦人旅行あつ旋業の登録を受けた者とみなされるもの及びこの法律の施行の日において新法第6条の3第1項の規定による一般旅行あつ旋業又は邦人旅行あつ旋業の登録を受けた者は、この法律の施行の日から3月以内に、新法第7条第1項の規定による営業保証金を供託し、かつ、供託物受入れの記載がある供託書の写しを添附して、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

- 2 附則第2条第1項の規定により一般旅行あつ旋業又は邦人旅行あつ旋業の登録を受けた者とみなされるものが、この法律の施行の際現に供託している営業保証金は、その登録を受けたものとみなされる事業について、新法第7条第1項の規定による営業保証金の一部として供託したものとみなす。

- 3 この法律の施行の日において新法第6条の

3 第1項の規定による一般旅行あつ旋業又は邦人旅行あつ旋業の登録を受けた者が、この法律の施行の日の前日において現に供託している営業保証金は、その登録を受けた事業について、新法第7条第1項の規定による営業保証金の一部として供託したものとみなす。

- 4 新法第7条第4項及び第5項並びに第24条の規定は、第1項の規定による営業保証金の供託及びその届出について準用する。この場合において、新法第7条第4項中「旅行あつ旋業の登録をした場合において、登録の通知を受けた日から14日以内」とあるのは、「旅行あつ旋業法の一部を改正する法律（昭和39年法律第78号）の施行の日から3月以内」と読み替えるものとする。

第6条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 [昭和42年6月12日法律第36号]

- 1 この法律は、登録免許税法の施行の日から施行する。
- 2 登録免許税法別表第1の第23号の(3)、(13)、(16)及び(17)、第31号、第43号から第46号まで並びに第48号に掲げる登録又は免許（以下「登録等」という。）の申請書を同法の公布の日前に当該登録等の事務をつかさどる官署（以下「登録官署等」という。）に提出した者が昭和42年12月31日までに当該申請書に係る登録等を受ける場合における当該登録等に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 登録等の申請書を登録免許税法の公布の日から昭和42年7月31日までの間に登録官署等に提出した者が同日後に当該申請書に係る登録等を受ける場合又は登録等の申請書を同法

の公布の日前に登録官署等に提出した者が昭和43年1月1日以後に当該申請書に係る登録等を受ける場合において、当該登録等の申請に際し当該登録等に係る手数料を納付しているときは、当該納付した手数料の額は、登録免許税法の規定により納付すべき登録免許税の額の一部として納付したものとみなす。

附 則 [昭和46年5月10日法律第59号抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行の際現に改正前の旅行あつ旋業法（以下「旧法」という。）第3条又は第6条の3第1項の規定による一般旅行あつ旋業又は邦人旅行あつ旋業の登録を受けている者は、改正後の旅行業法（以下「新法」という。）第3条又は第6条の3第1項の規定による一般旅行業又は国内旅行業の登録を受けた者とみなす。

2 前項の規定により一般旅行業又は国内旅行業の登録を受けた者とみなされるものについての新法第6条の2の規定の適用については、その者が旧法第3条又は第6条の3第1項の規定により登録を受けた日を新法第6条の2の登録の日とみなす。

3 旧法の規定による旅行あつ旋業者登録簿は、新法の規定による旅行業者登録簿とみなす。

第3条 この法律の施行の際現に日本人の本邦内の旅行のみを対象として旧法第2条第1項第2号の行為を行なう事業を営んでいる旧法第3条ただし書に規定する者（以下「旧法届出業者」という。）及び新法第4条第3項第

3号の旅行業代理店業に該当する事業を営んでいる者（以下「旧法代理店業者」という。）は、この法律の施行の日から2月間は、新法第3条の登録を受けないで、当該事業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、登録又は登録の拒否の処分があるまでの間についても、同様とする。

2 前項の規定する期間内においては、新法第4条第1項第6号、第11条の2、第12条の3から第12条の7まで、第13条、第14条及び第26条の規定並びにこれらの規定に違反する行為に対する罰則の規定の適用については、旧法届出業者を国内旅行業者と、旧法代理店業者を旅行業代理店業者と、旧法代理店業者の営業所を旅行業代理店業者の営業所とみなす。

3 第1項に規定する期間内においては、旧法第12条の2及び第32条（第1号及び第2号に係る部分に限る。）の規定は旧法届出業者について、旧法第11条（旧法第12条の4に係る部分に限る。）、第12条の4及び第32条（第3号に係る部分に限る。）の規定は旧法代理店業者の営業所について、なおその効力を有する。

4 新法第6条の4の規定は、一般旅行業者又は国内旅行業者（前条第1項の規定により一般旅行業又は国内旅行業の登録を受けた者とみなされるものを含む。）が、第1項に規定する期間が経過した際同項の規定の適用を受けていた旧法代理店業者にその期間の経過後も引き続きその旅行業務について代理させる場合についても、適用があるものとする。

第4条 新法第11条の3第4項の規定は、この

法律の施行の日から1年間は、適用しない。

- 2 前項の期間内における新法第6条第1項第7号の規定の適用については、旧法第6条第1項第7号に掲げる事項を新法第6条第1項第7号に掲げる事項とみなす。

第5条 附則第2条第1項の規定により一般旅行業又は国内旅行業の登録を受けた者とみなされるものに係る旅行業約款については、この法律の施行の日から1年間は、新法第12条の2の規定を適用せず、なお従前の例による。

第6条 新法第18条の2の規定は、附則第2条第1項の規定により一般旅行業又は国内旅行業の登録を受けた者とみなされるものがこの法律の施行の際現に営業保証金を供託している供託所がその者の主たる営業所のもよりの供託所と異なる場合について準用する。この場合において、新法第18条の2第1項及び第2項中「主たる営業所を移転したためそのもよりの供託所が変更したときは、遅滞なく」とあるのは「その供託所が主たる営業所のもよりの供託所でないときは、この法律の施行の日から6月以内に」と、「移転後の主たる営業所のもよりの供託所」とあるのは「主たる営業所のもよりの供託所」と、同条第2項中「移転前の主たる営業所のもよりの供託所」とあるのは「従前の供託所」と読み替えるものとする。

第7条 この法律の施行の際現に新法第25条に規定する事項を目的として旅行業者が組織している団体は、この法律の施行の日から30日以内に、同条の運輸省令で定める事項を運輸大臣に届け出なければならない。

第8条 この法律の施行前に旧法及びこれに基

旅 行 業 法

づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法及びこれに基づく命令の相当規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

第9条 この法律の施行前にした行為及び附則第5条の規定により従前の例によることとされる旅行業約款に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

旅行業法施行規則

附 則〔昭和47年3月22日運輸省令第7号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和47年11月2日運輸省令第59号〕

この省令は、昭和47年11月10日から施行する。

附 則〔昭和48年12月20日運輸省令第56号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和50年7月1日運輸省令第23号〕

この省令は、昭和50年7月10日から施行する。

附 則〔昭和52年7月9日運輸省令第21号〕

この省令は、昭和52年7月15日から施行する。

附 則〔昭和53年3月27日運輸省令第11号抄〕

(施行期日)

1 この省令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則〔昭和54年4月28日運輸省令第16号抄〕

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。〔以下略〕

(経過措置)

2 運輸大臣は、この省令の施行の際現に旅行業法第11条の4第3項の規定による指定を受

旅行業法

附 則 [昭和57年 4 月23日法律第33号]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[昭和58年 2 月政令第10号により、昭和58年 4 月1日から施行]

(経過措置)

第2条 この法律の施行の際現に改正前の旅行業法（以下「旧法」という。）第3条又は第6条の3第1項の規定により登録を受けている者は、改正後の旅行業法（以下「新法」という。）第3条又は第6条の3第1項の規定により登録を受けた者とみなす。

2 前項の規定により新法の規定による登録を受けた者とみなされた者で一般旅行者又は国内旅行者であるものについての新法第6条の2の規定の適用については、その者が旧法の規定により登録を受けた日を同条に規定

旅行業法施行規則

けている指定講習機関が実施する講習会の課程を修了した者について試験の一部を免除する事項その他試験の一部の免除に関し必要な事項をこの省令の施行の日から1月以内に官報で公示するものとする。

附 則 [昭和54年 7 月12日運輸省令第32号]

この省令は、昭和55年 1 月 1 日から施行する。

附 則 [昭和56年 3 月25日運輸省令第7号抄]

1 この省令は、昭和56年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [昭和56年 9 月28日運輸省令第42号]

この省令は、昭和56年10月 1 日から施行する。

附 則 [昭和58年 2 月14日運輸省令第5号]

(施行期日)

1 この省令は、旅行業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（昭和58年 4 月 1 日）から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前に改正法による改正前の旅行業法（以下「旧法」という。）第11条の3第4項第1号ロ又は同項第2号ロの規定による認定を受けた者については、この省令による改正前の旅行業法施行規則第10条第2項及び第3項並びに第11条第1項の規定は、なおその効力を有する。

3 この省令の施行前に旧法第11条の3第4項第1号ロ又は同項第2号ロの規定による認定を受けた者は、この省令による改正後の旅行業法施行規則（以下「新規則」という。）第20条及び第33条の規定の適用については、それぞれ第20条及び第33条に規定する国内旅行

旅行業法

する登録の日とみなす。

第3条 この法律の施行の際現に旧法第4条第1項又は第6条の3第1項の規定によりされている申請に係る登録については、なお従前の例による。

第4条 附則第2条第1項の規定により新法の規定による登録を受けた者とみなされる一般旅行者又は国内旅行者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して3月を経過する日までの間（この法律の施行の際現に旧法第6条の3第1項の規定による登録の申請をしている者については、同条第2項において準用する旧法第5条第2項の通知を受けたときはその日から起算して3月を経過する日までの間、旧法第6条の3第2項において準用する旧法第6条第2項の通知を受けたときはその日までの間）は、新法第6条の4第1項の規定による届出をしなくても、主催旅行を実施することができる。

2 この法律の施行の際現に旧法第4条第1項の規定により一般旅行業又は国内旅行業の登録の申請をしている者が、旧法第5条第2項の規定による通知を受けた場合には、その者は、その通知を受けた日から起算して3月を経過する日までの間は、新法第6条の4第1項の規定による届出をしなくても、主催旅行を実施することができる。

3 前2項の場合においては、新法第8条及び第22条の10第2項の規定は、適用しない。

第5条 この法律の施行前に旧法第11条の3第4項第1号ロ又は同項第2号ロの規定による認定を受けた者は、新法第11条の3第5項の規定の適用については、それぞれ同項に規定する国内旅行業務取扱主任者試験に合格した

旅行業法施行規則

業務取扱主任者試験に合格した者又は一般旅行業務取扱主任者試験に合格した者とみなす。

（旅程管理業務を行う主任の者に関する特例）

4 改正法附則第6条第2項の規定により読み替えて適用される法第12条の11第1項の運輸省令で定める旅程管理業務に関する実務の経験は、新規則第34条に規定する経験とする。

者又は一般旅行業務取扱主任者試験に合格した者とみなす。

- 2 この法律の施行の際現に旧法第11条の3第1項の規定により旅行業務取扱主任者として選任されている者が、当該選任された営業所において旅行業務取扱主任者として業務を行う場合については、施行日から起算して1年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

第6条 この法律の施行前に旧法第22条の7の規定により旅行業協会が実施した研修の課程のうち、新法第12条の11第1項の指定を受けた者が実施する旅程管理業務に関する研修の課程に相当するものとして運輸大臣が指定したものを修了した者は、同項に規定する研修の課程を修了した者とみなす。

- 2 施行日から起算して2年を経過する日までの間は、新法第12条の11第1項の規定の適用については、「運輸大臣の指定する者が実施する旅程管理業務に関する研修の課程を修了し、又は運輸省令で定める資格を有し、かつ、旅行の目的地を勘案して運輸省令で定める旅程管理業務に関する実務の経験を有するもの」とあるのは、「運輸省令で定める旅程管理業務に関する実務の経験を有するもの」とする。

第7条 この法律の施行前に運輸大臣が旧法第12条第2項若しくは第12条の2第3項の規定によりした命令又は旧法第19条第1項の規定によりした命令若しくは処分は、新法第18条の3又は第19条第1項の規定により運輸大臣がした命令又は処分とみなす。

第8条 附則第2条第1項の規定により新法の規定による登録を受けた者とみなされる者に

旅 行 業 法

関するこの法律の施行前に生じた旧法第19条第1項各号に掲げる事由による業務の停止の命令又は登録の取消しの処分については、なお従前の例による。

第9条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第10条 附則第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定めることができる。

附 則 [昭和61年12月4日法律第93号抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、昭和62年4月1日から施行する。

[以下略]

旅行業法施行規則

附 則 [昭和59年3月19日運輸省令第4号]

(施行期日)

1 この省令は、昭和59年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則 [昭和59年6月22日運輸省令第18号抄]

(施行期日)

第1条 この省令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則 [昭和59年12月20日運輸省令第38号]

この省令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 [昭和60年6月15日運輸省令第22号抄]

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 [昭和62年 3月25日運輸省令第25号]

(施行期日)

- 1 この省令は、昭和62年 4月 1日から施行する。〔以下略〕

(経過措置)

- 2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則 [平成元年 7月20日運輸省令第24号]

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 [平成 3年 3月22日運輸省令第 2号]

(施行期日)

- 1 この省令は、平成 3年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則 [平成 5年 7月12日運輸省令第23号]

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第 7条の改正規定は、平成 5年10月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の日から平成 7年 9月30日までの間においては、改正後の第 7条第 1号中「7,000万円」とあるのは、「5,600万円」とする。

附 則 [平成 6年 3月29日運輸省令第 9号]

(施行期日)

- 1 この省令は、平成 6年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則 [平成 6年 3月30日運輸省令第12号抄]

旅 行 業 法

附 則 [平成5年11月12日法律第89号抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、行政手続法（平成5年法律第88号）の施行の日〔平成6年10月1日〕から施行する。

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第2条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第13条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第13条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第14条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第15条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 [平成6年11月11日法律第97号抄]

旅行業法施行規則

1 この省令〔中略〕は、それぞれ当該各号に定める日〔平成6年10月1日〕から施行する。

附 則 [平成6年9月30日運輸省令第46号抄]

(施行期日)

第1条 この省令は、行政手続法の施行の日（平成6年10月1日）から施行する。

(聴聞に関する規定の整備に伴う経過措置)

第3条 この省令の施行前に運輸省令の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この省令による改正後の関係省令の相当規定により行われたものとみなす。

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1)～(3) [略]

(4) 第27条から第30条まで及び第32条から第35条までの規定並びに附則第12条から第19条まで、第24条及び第25条の規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

[平成7年1月政令第5号により、平成7年4月1日から施行]

(旅行業法の一部改正に伴う経過措置)

第13条 第28条の規定の施行前に旅行者たる法人が合併以外の事由により解散した場合における届出及び当該届出に係る旅行業の登録の抹消については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第20条 この法律（附則第1条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為並びに附則第2条、第4条、第7条第2項、第8条、第11条、第12条第2項、第13条及び第15条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第1条、第4条、第8条、第9条、第13条、第27条、第28条及び第30条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第21条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 [平成7年5月8日法律第84号抄]

附 則 [平成8年2月27日運輸省令第9号]

旅行業法

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成7年12月政令第398号により、平成8年4月1日から施行]

(経過措置)

- 第2条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の旅行業法（以下「旧法」という。）第3条又は第6条の3第1項の規定による一般旅行業又は国内旅行業の登録を受けている者は、運輸省令で定めるところにより、この法律による改正後の旅行業法（以下「新法」という。）第3条又は第6条の3第1項の規定による旅行業の登録を受けた者とみなす。
- 2 この法律の施行の際現に旧法第3条の規定による旅行業代理店業の登録を受けている者は、新法第3条の規定による旅行業者代理業の登録を受けた者とみなす。
- 3 第1項の規定により新法の規定による旅行業の登録を受けた者とみなされる者（附則第5条において「旧一般旅行者等」という。）についての新法第6条の2（新法第6条の3第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、その者が旧法第3条又は第6条の3第1項の規定により登録を受けた日を新法第6条の2に規定する登録の日とみなす。
- 4 旧法の規定による旅行業者登録簿は、旧法の規定による一般旅行業又は国内旅行業の登録に関しては新法第5条第1項の旅行業者登録簿とみなし、旧法の規定による旅行業代理店業の登録に関しては同項の旅行業者代理業者登録簿とみなす。

第3条 この法律の施行の際現にされている旧

旅行業法施行規則

(施行期日)

第1条 この省令は、旅行業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成8年4月1日）から施行する。

(経過措置)

- 第2条 改正法附則第2条第1項の規定により改正法による改正前の旅行業法（以下「旧法」という。）の規定による一般旅行業又は国内旅行業の登録を受けている者が受けたとみなされる改正法による改正後の旅行業法（以下「新法」という。）の規定による旅行業の登録は、次のとおりとする。
- (1) 主催旅行を実施する一般旅行業の登録にあつては、第1種旅行業の登録
 - (2) 主催旅行を実施する国内旅行業の登録にあつては、第2種旅行業の登録
 - (3) 前2号に掲げる登録以外の登録にあつては、第3種旅行業の登録
- 2 改正法附則第3条の運輸省令で定める登録の申請は、主催旅行を実施しない一般旅行業者がした主催旅行を実施しない国内旅行業の新規登録の申請及び主催旅行を実施しない国内旅行業者がした主催旅行を実施しない一般旅行業の新規登録の申請以外の登録の申請とする。
- 3 改正法附則第3条の規定により、旧法の規定による申請は、次に掲げるところにより、それぞれ新法の規定による申請とみなす。
- (1) 主催旅行を実施する一般旅行業の新規登録の申請（次号に掲げるものを除く。）にあつては、第1種旅行業の新規登録の申請
 - (2) 国内旅行業者がした主催旅行を実施する一般旅行業の新規登録の申請にあつては、第1種旅行業への変更登録の申請

旅行業法

法第4条第1項の規定による登録の申請であって運輸省令で定めるもの又は旧法第6条の3第1項の規定による有効期間の更新の登録の申請は、運輸省令で定めるところにより、それぞれ新法第4条第1項の規定による登録の申請若しくは新法第6条の4第1項の規定による変更登録の申請又は新法第6条の3第1項の規定による有効期間の更新の登録の申請とみなす。

第4条 この法律の施行前に旧法第4条第1項第6号に掲げる事項について変更した場合に係る届出については、なお従前の例による。

第5条 旧一般旅行者等が新法第8条第1項の規定の施行により供託すべきこととなる営業保証金についての新法第9条第2項の規定の適用については、同項中「毎事業年度終了後において、その終了の日の翌日から100日以内」とあるのは、「旅行業法の一部を改正する法律（平成7年法律第84号）の施行の日から100日以内」とする。

2 旧一般旅行者等がこの法律の施行の日の属する事業年度の前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額の報告についての新法第10条の規定の適用については、同条中「毎事業年度終了後100日以内」とあるのは、「旅行業法の一部を改正する法律（平成7年法律第84号）の施行の日から100日以内」とする。

第6条 この法律の施行前に旧法第7条第1項、第8条第1項、第11条第2項、第18条第1項又は第22条の15第3項に規定する営業保証金を供託すべき事由が発生している者についての当該営業保証金の供託、当該供託をした旨の届出、事業の開始、催告、登録の取消

旅行業法施行規則

- (3) 主催旅行を実施しない一般旅行業の新規登録の申請（次号に掲げるものを除く。）にあつては、第3種旅行業の新規登録の申請
- (4) 主催旅行を実施する国内旅行者がした主催旅行を実施しない一般旅行業の新規登録の申請にあつては、第3種旅行業への変更登録の申請
- (5) 主催旅行を実施する国内旅行業の新規登録の申請（次号に掲げるものを除く。）にあつては、第2種旅行業の新規登録の申請
- (6) 一般旅行者がした主催旅行を実施する国内旅行業の新規登録の申請にあつては、第2種旅行業への変更登録の申請
- (7) 主催旅行を実施しない国内旅行業の新規登録の申請（次号に掲げるものを除く。）にあつては、第3種旅行業の新規登録の申請
- (8) 主催旅行を実施する一般旅行者がした主催旅行を実施しない国内旅行業の新規登録の申請にあつては、第3種旅行業への変更登録の申請
- (9) 旅行業代理店業の新規登録の申請にあつては、旅行者代理業の新規登録の申請
- (10) 主催旅行を実施する一般旅行業の更新登録の申請にあつては、第1種旅行業の更新登録の申請
- (11) 主催旅行を実施する国内旅行業の更新登録の申請にあつては、第2種旅行業の更新登録の申請
- (12) 主催旅行を実施しない一般旅行業又は国内旅行業の更新登録の申請にあつては、第3種旅行業の更新登録の申請

第3条 この省令の施行の際現にされている新

旅行業法

し又は登録の失効については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧法第10条第1項、第11条第4項、第21条第1項又は第22条の15第1項に規定する営業保証金を取り戻すことができる事由が発生している者についての当該営業保証金の取戻しについては、なお従前の例による。

第7条 この法律の施行前に旧法第17条の規定によりされた請求に係る営業保証金の還付については、なお従前の例による。

第8条 この法律の施行の際現に保証社員である旅行者について新法第8条第1項の規定の施行により当該旅行者に係る弁済業務保証金分担金の額が増加することとなる場合における新法第22条の10第2項の規定の適用については、同項中「毎事業年度終了後においてその弁済業務保証金分担金の額が増加することとなるときはその終了の日の翌日から100日以内」とあるのは、「旅行業法の一部を改正する法律（平成7年法律第84号）の施行の日から100日以内」とする。

第9条 この法律の施行前に旧法第22条の10第2項に規定する弁済業務保証金分担金を納付すべき事由が発生している者についての当該弁済業務保証金分担金の納付及び旅行業協会の社員の地位の喪失については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧法第22条の9第1項の規定により弁済業務保証金の還付があった場合における当該還付に係る保証社員又は保証社員であった者についての当該還付充当金の納付又は旅行業協会の社員の地位の喪失については、なお従前の例による。

旅行業法施行規則

規登録又は更新登録の申請に係る基準資産額については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の日から平成11年3月31日までの間にされた新規登録、更新登録又は変更登録の申請については、この省令による改正後の旅行業法施行規則（以下「新規則」という。）第3条第2号中「700万円」とあるのは「500万円」とする。

第4条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の旅行業法施行規則（以下「旧規則」という。）第34条第1項に規定する旅程管理業務に関する実務の経験を有する者については、この省令の施行の日に新規則第34条第1項に規定する旅程管理業務（旧規則第34条第1項第2号に規定する旅程管理業務に関する実務の経験を有する者にあつては、本邦外の旅行に関する旅程管理業務）に従事したとみなす。

2 この省令の施行の際現に旧法第12条の11第1項に規定する研修の課程を修了している者又は改正法附則第10条の規定により新法第12条の11第1項に規定する研修の課程を修了している者とみなされる者については、この省令の施行の日に当該研修の課程を修了したもものとして新規則第34条第1項の規定を適用する。

3 この法律の施行前に旧法第22条の12第1項に規定する弁済業務保証金を取り戻すことができる事由が発生している者についての当該弁済業務保証金の取戻しについては、なお従前の例による。

第10条 この法律の施行の際現に旧法第12条の11第1項に規定する運輸省令で定める資格を有する者は、新法第12条の11第1項に規定する研修の課程を修了した者とみなす。

第11条 旧法及びこれに基づく命令の規定によってした処分、手続その他の行為は、附則第2条から第4条までに規定するものを除き、新法及びこれに基づく命令の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第12条 この法律の施行前にした行為並びに附則第4条及び第6条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第13条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(登録免許税法の一部改正)

第14条 登録免許税法（昭和42年法律第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1第43号を次のように改める。

43 旅行業又は旅行業者代理業の登録	
旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条（登録）の規定による旅行	

旅行業法

業又は旅行業者代理業の登録		
(1) 旅行業の登録	登録件数	1件につき 9万円
(2) 旅行業者代理業の登録	登録件数	1件につき 1万5,000円

附 則 [平成9年11月21日法律第105号抄]

(施行期日)

1 この法律〔中略〕は、当該各号に定める日〔公布の日から起算して1月を経過した日〕から施行する。

(旅行業法の一部改正に伴う経過措置)

7 第15条の規定による改正後の旅行業法第6条の2（同法第6条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定は、第15条の規定の施行後に行われる旅行業法第3条の旅行業の登録及び同法第6条の3第1項の有効期間の更新の登録（第15条の規定の施行前に従前の登録の有効期間が満了する同法第3条の旅行業の登録に係るものを除く。）から適用する。

附 則 [平成11年7月16日法律第87号抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 〔前略〕附則〔中略〕第160条、第163条、第164条〔中略〕の規定 公布の日

旅行業法施行規則

附 則 [平成9年12月15日運輸省令第75号]

(施行期日)

1 この省令は、平成10年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正前の旅行業法施行規則第1号様式及び第8号様式による新規登録申請書、更新登録申請書及び変更登録申請書並びに合格証再交付申請書については、それぞれ同条の規定による改正後の旅行業法施行規則第1号様式及び第8号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合には、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

3 第2条の規定による改正前の旅行業法施行規則第4号様式及び第6号様式による登録事項変更届出書及び取引額報告書については、それぞれ同条の規定による改正後の旅行業法施行規則第4号様式及び第6号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合には、押印することを要しない。

附 則 [平成12年3月24日運輸省令第11号]

(施行期日)

第1条 この省令は、平成12年4月1日から施行する。

(旅行業法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第2条 この省令の施行前に改正前の旅行業法

旅行業法

(2)～(6) [略]

(旅行業法の一部改正に伴う経過措置)

第113条 施行日前に第362条の規定による改正前の旅行業法第3条の規定による登録を受けた者のうち、この法律の施行後に第362条の規定による改正後の旅行業法（以下この条において「新旅行業法」という。）第6条の4第1項の規定による変更登録の申請をする者（新旅行業法第24条の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係る申請をする者を除く。）であって、新旅行業法第22条第1項の規定によれば登録免許税法（昭和42年法律第35号）で定める登録免許税を納めなければならないこととされているものは、同項の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めるものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第160条 この法律（附則第1条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第163条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第2条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行

旅行業法施行規則

施行規則（以下「旧旅行業法施行規則」という。）第5条第1項の規定によりされた届出書の提出で、この省令の施行の日において提出先の行政庁が異なることとなるものは、改正後の旅行業法施行規則（以下「新旅行業法施行規則」という。）の相当規定によりされた提出とみなす。

2 旧旅行業法施行規則第1号様式による新規登録申請書、更新登録申請書及び変更登録申請書については、新旅行業法施行規則第1号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合には、収入印紙又は証紙のちょう付は、手数料を納めなければならない登録の申請の場合に限るものとする。

(証票等に関する経過措置)

第3条 この省令の施行前に交付した改正前のそれぞれの省令の規定による証票、身分証明書及び職員証は、改正後のそれぞれの省令の規定による証票、身分証明書及び職員証とみなす。

附 則 [平成12年3月29日運輸省令第14号]

(施行期日)

1 この省令は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前に和議開始の申立てをした会社が発行した社債券については、この省令による改正後の旅行業法施行規則第8条第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第161条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるとき

は、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第162条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第163条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第164条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 [略]

(登録免許税法の一部改正)

第214条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第1中第34号の4及び第34号の5を削り、第43号を次のように改める。

43 旅行業又は旅行業者代理業の登録又は変更登録		
(1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条（登録）又は第6条の4第1項（変更登録）の規定による旅行業の登録又は	登録 件数	1件につき 9万円

旅行業法

旅行業法施行規則

定変更登録（政令で定めるものに限る。）		
(2) 旅行業法第3条の規定による旅行者代理業の登録（政令で定めるものに限る。）	登録件数	1件につき 1万5,000 円

附 則 [平成11年12月8日法律第151号抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。〔以下略〕

第4条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 [平成11年12月22日法律第160号抄]

(施行期日)

第1条 この法律〔中略〕は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 〔前略〕第1344条の規定 公布の日
- (2) 〔略〕

中央省庁等改革関係法施行法〔抄〕

[平成11年12月22日]
法律第160号

第16章 経過措置等

(処分、申請等に関する経過措置)

第1301条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許

可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

- 2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。
- 3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第1302条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

旅 行 業 法

(罰則に関する経過措置)

第1303条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第1344条 第71条から第76条まで及び第1301条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 [平成12年11月27日法律第126号抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔以下略〕

[平成13年1月政令第3号により、平成13年4月1日から施行]

(罰則に関する経過措置)

第2条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

旅行業法施行規則

附 則 [平成12年11月29日運輸省令第39号]

(施行期日)

第1条 この省令は、平成13年1月6日から施行する。

(経過措置)

第2条 この省令による改正前の〔中略〕旅行業法施行規則第1号様式による新規登録申請書、変更登録申請書及び更新登録申請書、第3号様式による旅行者登録簿及び旅行者代理業者登録簿、第4号様式による登録事項変更届出書、第5号様式による変更届出添付書類、第6号様式による取引額報告書、第11号様式及び第12号様式による旅行業登録票並びに第13号様式及び第14号様式による旅行者代理業登録票〔中略〕は、この省令による改正後のそれぞれの書式又は様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 [平成13年3月15日国土交通省令第37号]

この省令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 [平成13年3月26日国土交通省令第42号]

旅行業法

附 則 [平成14年 6月12日法律第65号抄]

改正 平17.10 法律102

(施行期日)

第1条 この法律は、平成15年1月6日から施行する。〔以下略〕

(罰則の適用に関する経過措置)

第84条 この法律（附則第1条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第85条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第86条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において新社債等振替法、新証券取引法及び新金融先物取引法の施行状況、社会

旅行業法施行規則

この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成13年4月1日）から施行する。

附 則 [平成13年 3月30日国土交通省令第72号]

この省令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 [平成14年 8月 2日国土交通省令第93号]

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行の日（平成14年8月5日）から施行する。

附 則 [平成14年12月27日国土交通省令第121号]

この省令は、証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成15年1月6日）から施行する。

附 則 [平成16年 3月31日国土交通省令第34号]

この省令は、公布の日から施行する。

旅 行 業 法

経済情勢の変化等を勘案し、新社債等振替法第2条第11項に規定する加入者保護信託、新証券取引法第2条第27項に規定する証券取引清算機関及び新金融先物取引法第2条第13項に規定する金融先物清算機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 [平成16年6月2日法律第72号抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成16年10月政令第336号により、平成17年4月1日から施行]

(経過措置)

第2条 この法律による改正前の旅行業法（以下「旧法」という。）第11条の3第1項の規定による旅行業務取扱主任者試験に合格した者は、この法律による改正後の旅行業法（以下「新法」という。）第11条の3第1項の規定による旅行業務取扱管理者試験に合格した者とみなす。

2 旧法第12条の5の2に規定する旅行業務取扱主任者の証明書は、新法第12条の5の2に規定する旅行業務取扱管理者の証明書とみなす。

第3条 この法律の施行前に旅行業者等が旅行者と旅行業務に関し締結した契約で、旧法第2条第5項に規定する主催旅行契約以外のものについては、新法第12条の10の規定にかかわらず、新法第12条の11第1項に規定する旅程管理業務を行うことを要しない。

旅行業法施行規則

附 則 [平成16年12月13日国土交通省令第98号]

(施行期日)

1 この省令は、旅行業法の一部を改正する法律の施行の日（平成17年4月1日）から施行する。ただし、第8条の改正規定（同条第4号に係る部分に限る。）は、破産法の施行の日（平成17年1月1日）から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の旅行業法施行規則第34条第1項に規定する旅程管理業務に関する実務の経験は、この省令による改正後の旅行業法施行規則第33条第1項に規定する旅程管理業務に関する実務の経験とみなす。

第4条 新法第12条の11第1項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新法第12条の18第1項の規定による研修業務規程の届出についても、同様とする。

2 この法律の施行の際現に旧法第12条の11第1項の指定を受けている者は、この法律の施行の日から起算して6月を経過する日までの間は、新法第12条の11第1項の登録を受けているものとみなす。

3 この法律の施行前に旧法第12条の11第1項の指定を受けた者が同項の規定により行った研修は、新法第12条の11第1項の登録を受けた者が同項の規定により行った研修とみなす。

第5条 この法律の施行前に、旧法第17条第1項の規定によりされた請求に係る債権に係る営業保証金の還付又は旧法第22条の9第1項の規定によりされた同条第3項の規定による旅行業協会の認証を受けるための申出に係る債権に係る弁済業務保証金の還付については、なお従前の例による。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

第6条 附則第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行前に旧法（これに基づく命令を含む。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新法（これに基づく命令を含む。）中相当する規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第7条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

(その他の経過措置の政令への委任)

第8条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

附 則 [平成16年6月9日法律第88号抄]

改正 平16.12法165、平17.7法87

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

[以下略]

[平成20年11月政令第350号により、平成21年1月5日から施行]

(罰則の適用に関する経過措置)

第135条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第136条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第137条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の株式等の取引に係る決済制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

旅 行 業 法

附 則 [平成16年12月1日法律第147号抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成17年3月政令第36号により、平成17年4月1日から施行]

附 則 [平成17年7月26日法律第87号抄]

この法律〔中略〕は、当該各号に定める日〔公布の日〕から施行する。

附 則 [平成17年10月21日法律第102号抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、〔中略〕郵政民営化法附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日〔平成17年10月21日〕から施行する。

附 則 [平成17年11月2日法律第106号抄]

(施行期日)

第1条 この法律〔中略〕は、当該各号に定める日〔公布の日〕から施行する。

附 則 [平成18年6月2日法律第50号抄]

改正 平23.6法74

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日〔平成20年12月1日〕から施行する。〔以下略〕

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律〔抄〕

[平成18年6月2日
法律第50号]

(罰則に関する経過措置)

第457条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する

旅行業法施行規則

附 則 [平成17年3月7日国土交通省令第12号抄]

(施行期日)

第1条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 [平成17年3月28日国土交通省令第21号]

この省令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（平成17年4月1日）から施行する。

附 則 [平成18年4月28日国土交通省令第58号]

(施行期日)

第1条 この省令は、会社法の施行の日（平成18年5月1日）から施行する。

(経過措置)

第2条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

第3条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用につ

旅行業法

罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第458条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 [平成20年5月2日法律第26号抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、平成20年10月1日から施行する。〔以下略〕

附 則 [平成21年6月5日法律第49号抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）の施行の日〔平成21年9月1日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第9条の規定 この法律の公布の日
- (2)～(6) 〔略〕

旅行業法施行規則

いては、新令の相当規定によってしたものとみなす。

附 則 [平成18年7月21日国土交通省令第80号]

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令による改正後の旅行業法施行規則第20条第2号から第4号までの規定は、平成18年度以後に総合旅行業務取扱管理者試験の国内旅行実務若しくは海外旅行実務又は国内旅行業務取扱管理者試験の国内旅行実務について合格点を得た者について適用する。

附 則 [平成19年3月12日国土交通省令第10号]

この省令は、公布の日から起算して2月を経過した日から施行する。

附 則 [平成20年9月1日国土交通省令第77号抄]

(施行期日)

第1条 この省令は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 [平成20年12月1日国土交通省令第97号抄]

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 [平成21年8月28日国土交通省令第53号]

(施行期日)

第1条 この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）の施行の日（平成21年9月1日）から施行する。

(証票に関する経過措置)

第2条 この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の旅行業法施行規則

旅行業法

(処分等に関する経過措置)

第4条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。）の規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。）の相当規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定によりされている免許の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定によりされた免許の申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第5条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第7条第3項の内閣府令又は国家行政組織法第12条第1項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第7条第3項の内閣府令

旅行業法施行規則

第16号様式による証票は、この省令による改正後の旅行業法施行規則第16号様式による証票とみなす。

旅行者等が旅行者と締結する契約等に関する規則

契規 附 則 [平成21年8月28日内閣府・国土交通省令第1号]

この命令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）の施行の日（平成21年9月1日）から施行する。

旅 行 業 法

又は国家行政組織法第12条第1項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第8条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第9条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 〔平成23年6月3日法律第61号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日〔平成24年4月1日〕〔中略〕から施行する。〔以下略〕

附 則 〔平成23年6月24日法律第74号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日〔平成23年7月14日〕から施行する。〔以下略〕

旅行業法施行規則

附 則 〔平成24年3月30日国土交通省令第25号〕

この省令は、民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）の施行の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則 〔平成24年6月29日国土交通省令第68号〕

この省令は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 〔平成24年12月14日国土交通省令第89号〕

(施行期日)

1 この省令は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に存する改正前の旅行業法施行規則第1号様式による申請書、第3号様式による登録簿及び第5号様式による書類は、それぞれこの省令による改正後の旅行業法施行規則第1号様式による申請書、第3号様式による登録簿及び第5号様式による

書類とみなす。



旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則

契規 附 則 [平成24年 6 月29日内閣府・国土交通
省令第 2 号]

この命令は、平成24年 7 月 1 日から施行す
る。



旅行業法

別表（第12条の14関係）

科	目	講	師
1	この法律及び旅行業約款に関する科目	1 旅程管理業務を行う者として旅行業者によつて選任される者のうち主任の者として旅程管理業務に従事した経験を有する者 2 旅行業務取扱管理者試験に合格した者 3 前2号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	
2	旅程管理業務に関する科目	1 旅程管理業務を行う者として旅行業者によつて選任される者のうち主任の者として旅程管理業務に5回以上従事した経験を有する者 2 旅行業務取扱管理者試験に合格した者であつて、旅行業に5年以上従事した経験を有するもの 3 前2号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	

旅行業法施行規則

別表（第七条関係）

前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額（第6条の2第1項に掲げる場合にあつては、同条第2項に掲げる額）		営業保証金の額			
		第一種旅行業の登録を受けた者	第二種旅行業の登録を受けた者	第三種旅行業の登録を受けた者	地域限定旅行業の登録を受けた者
	5000万円未満	7000万円	1100万円	300万円	100万円
5000万円以上	2億円〃	7000万円	1100万円	300万円	300万円
	2億円〃 4億円〃	7000万円	1100万円	450万円	450万円
	4億円〃 7億円〃	7000万円	1100万円	750万円	750万円
	7億円〃 10億円〃	7000万円	1300万円	900万円	900万円
	10億円〃 15億円〃	7000万円	1400万円	1000万円	1000万円
	15億円〃 20億円〃	7000万円	1500万円	1100万円	1100万円
	20億円〃 30億円〃	7000万円	1600万円	1200万円	1200万円
	30億円〃 40億円〃	7000万円	1800万円	1300万円	1300万円
	40億円〃 50億円〃	7000万円	1900万円	1400万円	1400万円
	50億円〃 60億円〃	7000万円	2300万円	1600万円	1600万円
	60億円〃 70億円〃	7000万円	2700万円	1900万円	1900万円
	70億円〃 80億円〃	8000万円	3000万円	2200万円	2200万円
	80億円〃 150億円〃	10000万円	3800万円	2700万円	2700万円
	150億円〃 300億円〃	12000万円	4600万円	3200万円	3200万円
	300億円〃 500億円〃	13000万円	4800万円	3400万円	3400万円
	500億円〃 700億円〃	14000万円	5300万円	3800万円	3800万円
	700億円〃 1000億円〃	15000万円	5500万円	4000万円	4000万円
	1000億円〃 1500億円〃	16000万円	6000万円	4300万円	4300万円
	1500億円〃 2000億円〃	18000万円	6600万円	4700万円	4700万円
	2000億円〃 3000億円〃	20000万円	7600万円	5400万円	5400万円
	3000億円〃 4000億円〃	25000万円	9200万円	6600万円	6600万円
	4000億円〃 5000億円〃	30000万円	11000万円	7900万円	7900万円
	5000億円〃 1兆円〃	35000万円	13000万円	9300万円	9300万円
	1兆円〃 2兆円〃	45000万円	17000万円	12000万円	12000万円
	2兆円以上1兆円につき	10000万円	3000万円	2500万円	2500万円

旅行業法施行規則

第一号様式（第一条及び第四条の二関係）

新規登録 更新登録 変更登録			
受 付 印		経 由 印	
観 光 庁 長 官 事 知 事		登 録 旅 行 業 第 号 旅 行 業 者 代 理 業	
業 務 の 範 囲 （旅行業の場合）	第一種旅行業務	第二種旅行業務	第三種旅行業務 地域限定旅行業務
ふ り が な			
氏 名 （法人にあつては、その名称）			
ふ り が な			
代 表 者 の 氏 名 （法人の場合）			
ふ り が な			
住 所 （法人にあつては、その所在地）			
ふ り が な			
商 号			
ふ り が な		ふ り が な	
主 たる 営 業 所 の 称		主 たる 営 業 所 の 在 地	
代理する旅行者（旅行者代理業の場合）			
氏名又は名称		住所	
年 月 日			
<p style="text-align: center;"> 観 光 庁 長 官 事 知 事 殿 </p> <p style="text-align: center;"> 第三条 旅行業法 第六条の三第一項 の規定による 新規登録 第六条の四第一項 更新登録 の申請をします。 変更登録 </p> <p> この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。 </p> <p style="text-align: right;"> 申請者の氏名又は名称 </p>			
㊞			

注 1 登録番号の記載は更新登録の申請の場合に、収入印紙又は証紙のちよう付は、手数料を納めなければならない登録の申請の場合に限る。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

旅行業法施行規則

新規登録 申請書 (2)
更新登録

(その他の営業所)

営業所の名称	所在地

(日本工業規格 A列4番)

旅行業法施行規則

新規登録 申請書 (3) 更新登録

(旅行業務を取り扱わせる旅行業者代理業者)

旅行業者代理業者の 氏名又は名称及び住所	営業所の名称	所 在 地

注 旅行業の新規登録又は更新登録の申請をする者が、旅行業務を取り扱わせる旅行業者代理業者について記載すること。

(日本工業規格 A列4番)

旅行業法施行規則

第二号様式（第一条の三関係）

財 産 に 関 す る 調 書

年 月 日現在

資 産	価 額	摘 要
資 産 現 金 ・ 預 金 有 価 証 券 未 収 入 金 土 地 建 物 備 品 権 利 そ の 他 計		
負 債 借 入 金 未 払 金 預 り 金 前 受 金 そ の 他 計		

（日本工業規格 A列4番）

備考 (1) この調書は、登録申請者が個人である場合のみ、記入すること。

(2) 「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権、その他の無形固定資産をいう。

旅行業法施行規則

第三号様式（第二条関係）

旅行業者登録簿 (1) 旅行業者代理業者			
登 録 庁	観 光 庁 長 官 事 務 所	登 録 日	年 月 日
観 光 庁 長 官 事 務 所 登 録		旅 行 業 第 号 旅行業者代理業	
業 務 の 範 囲 (旅行業の場合)	第一種旅行業務 第二種旅行業務 第三種旅行業務 地域限定旅行業務		
ふ り が な			
氏 (法人にあっては、その名称)			
ふ り が な			
代 表 者 の 氏 名 (法人の場合)			
ふ り が な			
住 所 (法人にあっては、その所在地)			
ふ り が な			
商 号			
ふ り が な	ふ り が な		
主たる営業所の名称	主たる営業地		
代理する旅行業者（旅行業者代理業の場合）			
氏名又は名称	住所		
更 新 登 録	変 更 登 録		登 録
年 月 日	年 月 日	年 月 日	変 更 内 容

（日本工業規格 A列4番）

旅行業法施行規則

旅 行 業 者
登録簿 (2)
旅行業者代理業者
(その他の営業所)

営 業 所 の 名 称	所 在 地

(日本工業規格 A列4番)

旅行業法施行規則

旅行業者登録簿(3)

旅行業者代理業者の 氏名又は名称及び住所	営業所の名称	所 在 地

(日本工業規格 A列4番)

旅行業法施行規則

第四号様式（第五条関係）

登録事項変更届出書

受 付 印	経 由 印	観光庁長官 旅行業 登録 第 号 知事 旅行業者代理業
変 更 事 項（新旧の対照を明示すること。）		
新	旧	
年 月 日		
観光庁長官 殿 知事		
旅行業法第六条の四第三項の規定により登録事項の変更の届出をします。 この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。		
届出人の氏名又は名称		

（日本工業規格 A列4番）

旅行業法施行規則

第五号様式（第五条関係）

変更届出添付書類(1)

登 録 庁	観 光 庁 長 官 事	登 録 日	年 月 日	
観 光 庁 長 官 事 登 録		旅 行 業 第 号 旅行業者代理業		
業 務 の 範 囲 (旅行業の場合)		第一種旅行業務 第二種旅行業務 第三種旅行業務 地域限定旅行業務		
ふ り が な				
氏 名 (法人にあっては、その名称)				
ふ り が な				
代 表 者 の 氏 名 (法人の場合)				
ふ り が な				
住 所 (法人にあっては、その所在地)				
ふ り が な				
商 号				
ふ り が な		ふ り が な		
主 たる 営 業 所 の 名 称		主 たる 営 業 所 の 所 在 地		
代理する旅行業者（旅行業者代理業の場合）				
氏名又は名称		住所		
更 新		登 録		変 更 登 録
年 月 日	年 月 日	年 月 日	変 更 内 容	

注 変更に係る事項が氏名、住所、代表者の氏名、主たる営業所又は商号である場合に記載し、添付すること。

（日本工業規格 A列4番）

旅行業法施行規則

変更届出添付書類(2)

その他の営業所の名称	所在地

注 変更に係る事項がその他の営業所に係るものである場合に記載し、添付すること。

(日本工業規格 A列4番)

旅行業法施行規則

変更届出添付書類(3)

旅行者代理業者の 氏名又は名称及び住所	営業所の名称	所 在 地
~~~~~		

注 変更に係る事項が旅行業務を取り扱わせる旅行者代理業者に係るものである場合に記載し、添付すること。

(日本工業規格 A列4番)

# 旅行業法施行規則

第六号様式（第九条の二関係）

## 取引額報告書

年度分（ 年 月 日から 年 月 日まで）

受 付 印	経 由 印	観光庁長官 登録旅行業第 号 知事	
区 分	取 扱 人 員 (人)	取 引 額 (円)	
自社の企画旅行に係る取引額			
自社営業所での募集によるもの			
受託旅行業者の取扱いによるもの			
旅行者からの依頼によるもの			
手配旅行に係る取引額			
自社に所属する旅行業者代理業者の取引額			
合 計			
営業保証金の場合			
現在供託している金額			
上記により供託すべき金額			
(差額がある場合) 追加して供託すべき額又は取り戻すことができる額			
弁済業務保証金分担金の場合			
現在納付している金額			
上記により納付すべき金額			
(差額がある場合) 追加して納付すべき額又は取り戻すことができる額			
観 光 庁 長 官 知 事 殿		年 月 日	
<p>旅行業法第十条の規定により取引の額を報告します。</p> <p>この報告書の記載事項は、事実に相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">報告者の氏名又は名称</p>			

（日本工業規格 A列4番）

〔注 本様式区分中、「自社の企画旅行に係る取引額」の欄は、現行の内容に合わせ補正してあります。〕

旅行業法施行規則

第七号様式（第十四条関係）

総合旅行業務取扱管理者試験合格証

国内旅行業務取扱管理者試験合格証

合格番号 _____

氏 名

生 年 月 日

旅行業法第十一条の三の規定による総合旅行業務取扱管理者試験に合格したことを証する。  
国内旅行業務取扱管理者試験

年 月 日

観光庁長官

観光庁長官試験事務代行機関旅行業協会 印

（日本工業規格 A列4番）

# 旅行業法施行規則

## 第八号様式（第十四条関係）

合格証再交付申請書		年 月 日
観光庁長官 観光庁長官試験事務代行機関旅行業協会 殿		
氏 名		
生 年 月 日		
合 格 番 号		
合 格 年 月 日		
旅行業法施行規則第十四条第二項の規定により 総合旅行業務取扱管理者試験合格証 の再交付を申請します。 国内旅行業務取扱管理者試験合格証		
氏 名		Ⓜ
住 所		

注 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

（日本工業規格 A列4番）

旅行業法施行規則

第九号様式（第二十七条の四関係）

← 2.5センチメートル →  (写 真)  ↑ 3 センチ メートル ↓  ( 年 月撮影)	<p>旅行業務取扱管理者証</p> <p>氏 名 ( 年 月 日生)</p> <p>所属営業所</p> <p>上記の営業所に所属する総合旅行業務取扱管理者 国内旅行業務取扱管理者であることを証 する。</p> <p>(発行日) 年 月 日</p> <p>旅行業者又は旅行業者代理業者の氏名又は名称 主たる営業所の所在地 代 表 者 氏 名</p>
-------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

印

旅行業法施行規則

第十号様式（第二十八条関係）

← 2.5センチメートル →			
(写 真)	↑		外 務 員 証
	3 センチ メートル	氏 名	( 年 月 日生)
	↓	所属営業所	
( 年 月撮影)	上記の営業所に所属する外務員であることを証する。		
	(発行日) 年 月 日		
旅行者又は旅行者代理業者の氏名又は名称			
主たる営業所の所在地			
代 表 者 氏 名			
			⑩

# 旅行業法施行規則

## 第十一号様式（第三十一条関係）

35センチメートル以上	
旅行業登録票 (業務範囲：海外旅行・国内旅行)  Licensed by the Japan Tourism Agency in accordance with the provisions of the Travel Agency Law (Scope of Activities : Overseas Travel, Domestic Travel)	
登録番号 Number	登録旅行業 第 号
登録年月日 Date of License	年 月 日
有効期間 Term of Validity	年 月 日から 年 月 日まで from to
氏名又は名称 Name	
営業所の名称 Name of Branch	
旅行業務取扱 管理者の氏名 Name of Certified Travel Services Manager	
受託取扱 企画旅行 Trustee Contract	

35センチメートル以上

注 1. 地の色は、青色とする。

2. 受託契約を締結していない者にあつては、受託取扱企画旅行名の欄を省略することができる。

3. 受託取扱企画旅行の欄は、取り扱っている企画旅行の企画者が明確となるよう記載する。

# 旅行業法施行規則

## 第十二号様式（第三十一条関係）

35センチメートル以上		35センチメートル以上
旅 行 業 登 録 票 (業務範囲：国内旅行)  Licensed by the Japan Tourism Agency in accordance with the provisions of the Travel Agency Law (Scope of Activities : Domestic Travel)		
登 録 番 号 Number	登 録 旅 行 業 第 号	
登 録 年 月 日 Date of License	年 月 日	
有 効 期 間 Term of Validity	年 月 日 から 年 月 日 まで from to	
氏 名 又 は 名 称 Name		
営 業 所 の 名 称 Name of Branch		
旅 行 業 務 取 扱 管 理 者 の 氏 名 Name of Certified Travel Services Manager		
受 託 取 扱 企 画 旅 行 Trustee Contract		

- 注 1. 地の色は、白色とする。
2. 受託契約を締結していない者にあつては、受託取扱企画旅行名の欄を省略することができる。
3. 受託取扱企画旅行の欄は、取り扱っている企画旅行の企画者が明確となるよう記載する。

# 旅行業法施行規則

## 第十三号様式（第三十一条関係）

35センチメートル以上		35センチメートル以上
旅行業者代理業登録票 (業務範囲：海外旅行・国内旅行)  Licensed by the Japan Tourism Agency in accordance with the provisions of the Travel Agency Law (Scope of Activities : Overseas Travel, Domestic Travel)		
登録番号 Number	知事登録旅行業者代理業 第 号	
登録年月日 Date of License	年 月 日	
所属旅行業者 登録番号及び 氏名又は名称 Number and Name of Principal Travel Agent	登録旅行業 第 号	
氏名又は名称 Name		
営業所の名称 Name of Branch		
旅行業務取扱 管理者の氏名 Name of Certified Travel Services Manager		
受託取扱 企画旅行 Trustee Contract		

- 注 1. 地の色は、青色とする。
2. 受託契約を締結していない者にあつては、受託取扱企画旅行名の欄を省略することができる。
3. 受託取扱企画旅行の欄は、取り扱っている企画旅行の企画者が明確となるよう記載する。

# 旅行業法施行規則

## 第十四号様式（第三十一条関係）

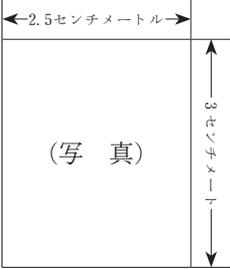
← 35センチメートル以上 →	
旅行業者代理業登録票 (業務範囲：国内旅行)  Licensed by the Japan Tourism Agency in accordance with the provisions of the Travel Agency Law (Scope of Activities : Domestic Travel)	
登録番号 Number	知事登録旅行業者代理業 第 号
登録年月日 Date of License	年 月 日
所属旅行業者 登録番号及び 氏名又は名称  Number and Name of Principal Travel Agent	登録旅行業 第 号
氏名又は名称 Name	
営業所の名称 Name of Branch	
旅行業務取扱 管理者の氏名  Name of Certified Travel Services Manager	
受託取扱 企画旅行  Trustee Contract	

↑ 35センチメートル以上 ↓

- 注 1. 地の色は、白色とする。
2. 受託契約を締結していない者にあつては、受託取扱企画旅行名の欄を省略することができる。
3. 受託取扱企画旅行の欄は、取り扱っている企画旅行の企画者が明確となるよう記載する。

# 旅行業法施行規則

## 第十五号様式（第三十七条の七関係）

9 センチメートル		
 <p style="text-align: center;">( 年 月 撮影)</p> <p>所属及び職名</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: center;">旅行業法第十二条の二十六第二項の検査員の証</p> <p style="text-align: center;">年 月 日まで有効</p>	第 号 年 月 日	6 センチメートル
		(表)
		観光庁長官 印

<h3 style="margin: 0;">旅 行 業 法 抜 す い</h3> <p style="margin: 5px 0;">(立入検査)</p> <p style="margin: 5px 0;">第十二条の二十六 観光庁長官は、研修業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、登録研修機関の事務所に立ち入り、研修業務の状況又は設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p style="margin: 5px 0;">2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p style="margin: 5px 0;">3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p style="margin: 5px 0;">(罰則)</p> <p style="margin: 5px 0;">第三十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録研修機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p style="margin: 5px 0;">四 第十二条の二十六第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。</p>		(裏)
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	-----

# 旅行業法施行規則

## 第十六号様式（第五十七条関係）

<p style="text-align: center;">9センチメートル</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">(写真)</p> <p style="text-align: center;">3センチメートル</p> </div> <p style="text-align: center;">(年月撮影)</p> <p>所屬及び職名 氏名 旅行業法第二十六条第五項の検査員の証 年 月 日まで有効</p>	<p style="text-align: center;">9センチメートル</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p style="text-align: center;">6センチメートル</p> <p style="text-align: right;">号 日 第 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">( 年 月 日生)</p> <p style="text-align: right;">登録行政庁 画</p>
<p style="text-align: center;">旅行業法抜すい</p> <p>(都道府県が処理する事務)</p> <p>第二十四条 この法律に規定する観光庁長官の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができる。</p> <p>(報告徴収及び立入検査)</p> <p>第二十六条</p> <p>3 観光庁長官は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、その職員に旅行者等の営業所若しくは事務所又は第十二条の十一第一項の登録を受けた者若しくは旅行者協会の事務所若しくは立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>5 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときには、これを提示しなければならない。</p> <p>6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(罰則)</p> <p>第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 十八 第二十六条第三項若しくは第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>	<p style="text-align: center;">旅行業法施行令抜すい</p> <p>(都道府県が処理する事務)</p> <p>第五条 旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）及び旅行者代理業に關する法第二章（第十二条の三を除く。）、第二十二條の十五第四項及び第二十二條の二十二第二項において御用する第十八條第二項、第二十二條の二十三第一項、第二十三條、第二十三條の二第一項及び第二項並びに第二十六條第一項及び第三項に規定する観光庁長官の権限に屬する事務は、これらの旅行業又は旅行者代理業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。</p> <p>3 旅行者等が組織する団体（法第二十二條の二の旅行業協会を除く。）に關する法第二十六條第一項に規定する観光庁長官の権限に屬する事務は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。</p> <p>4 前三項の場合においては、法中前三項に規定する事務に係る観光庁長官に關する規定は、都道府県知事に關する規定として都道府県知事に適用があるものとする。</p>

# 制度区分別索引表

法令＝施行令、施行規則、契規＝施行規則、契規＝契約等に関する規則、管規＝営業保証金規則、弁済規＝弁済業務保証金規則

区分	旅行業法		関係法		施行要領	
	項目	ページ	該当項目	ページ	該当項目	ページ
総則	1条	2				
	2条	2				
登録	3条	4	新規登録及び更新登録の申請手続	4	第1	定義
	4条	5	業務の範囲	5	第2-1.2	登録
		5	新規登録の添付書類	6	第2-3.3)・4)・5)	登録
	5条	8	更新登録の添付書類	8		
		8	旅行者登録簿及び旅行者代理業者登録簿の様式	8		
	6条	9	旅行者登録簿及び旅行者代理業者登録簿の財産的基礎	10	第3	登録審査
		9		10		
	6条の2	11			第4	更新登録
	6条の3	11	新規登録及び更新登録の申請手続	4	第4	更新登録
	6条の4	12	変更登録	12	第5	変更登録
制度	15条の2	47	登録事項の変更の届出	13	第6	登録事項の変更の届出
	19条	51				
	20条	52				
	21条	53				
	22条	53				
			手数料	140		
			手数料	53		
			法規4条			
			法規4条			
			法規4条			
営業保証金制度	7条	14	旅行者との取引の額	14		
	8条	14	営業保証金の額	15		
			営業保証金又は弁済業務保証金に充てるところがでる有価証券	15		
			営業保証金又は弁済業務保証金に充てるところがでる有価証券の価額	16		
	9条	17	有価証券の換価	145		
			営業保証金の追加の供託等	145		
			取引額の報告	146		
	10条	18	旅行者代理業者の事業の開始	18		
	11条	19				

# 制度区分別索引表

法令＝施行令、施行規則、法規＝施行規則、契規＝契約等に関する規則、営規＝営業保証金規則、弁済規＝弁済業務保証金規則

旅行業法		関係法		施行要領						
区分	項目	ページ	該	項目	目	ページ	該	項目	目	ページ
営業保証金 証書 制度	16条	営業保証金についての権利の承継等	48	営規1条	営業保証金についての権利の承継の届出	143				
	17条	営業保証金の還付	49	" 2条	権利の実行の申立て等	143				
	18条	営業保証金の不足額の供託等	49	" 7条	法第18条第3項の日の指定	145				
	18条の2	営業保証金の保管管轄等	49	" 10条	取戻しをする権利を有することを証する書面等	147				
旅行業務 取扱 管理者 制度	11条の2	旅行業務取扱管理者の選任	19	施規10条	旅行業務取扱管理者の職務	19	第7	旅行業務取扱管理者		169
	11条の3	旅行業務取扱管理者試験	20	" 11条	旅行業務取扱管理者試験	20	第7	旅行業務取扱管理者		169
				" 12条	受験手続	20				
				" 13条	旅行業務取扱管理者試験合格証の交付等	21				
				" 14条	試験の一部免除	21				
				" 20条	試験事務の代行	22				
	25条の2	試験事務の代行	71	" 51条	変更の届出	71				
				" 52条	旅行業協会が試験事務を行う場合における規定の適用	72				
				" 53条	試験事務規程	72				
				" 54条	試験委員の要件	72				
			" 55条	手数料	72					
			" 41条		53					
取引 の 公 正 化	12条	料金の揭示	22	施規21条	揭示料金の制定基準	22	第8	旅行業務の取扱いの料金		169
	12条の2	旅行業務約款	23	" 22条	旅行業務約款の認可申請	23				
				" 23条	旅行業務約款の記載事項	23				
	12条の3	標準旅行業務約款	23	契規2条	軽微な変更	24	第9	標準旅行業務約款		169
	12条の4	取引条件の説明	25	" 3条	取引条件の説明	25	第10-1.2	取引条件の説明、契約書面及び広告		170
				" 4条	書面の交付を要しない場合	26				
				" 5条	書面の記載事項	26				
				施令1条	情報通信の技術を利用する方法	140				
				" 2条	情報通信の技術を利用する方法	140				
				契規6条	情報通信の技術を利用する方法	28				
12条の5	書面の交付	30	" 7条	書面の交付を要しない場合	30	第10-3.4.5	取引条件の説明、契約書面及び広告		170	
			" 8条	書面の記載事項	30					
			" 9条	情報通信の技術を利用する方法	31					
			" 10条	情報通信の技術を利用する方法	31					
			" 11条	情報通信の技術を利用する方法	31					

# 制度区分別索引表

法令＝施行令、法規＝施行規則、契規＝契約等に関する規則、営規＝営業保証金規則、弁済規＝弁済業務保証金規則

旅行業法		関係法規		施行要領			
区分	項目	ページ	該 当 項 目	該 当 項 目	ページ		
取 引 の 公 正 化	12条の5	31	旅行業務取扱管理者の証明書の提示	旅行業務取扱管理者の証明書の様式	第7	旅行業務取扱管理者	169
	12条の6	31	外務員の証明書携帯等	外務員の証明書の様式	第11	外務員	170
	12条の7	32	企画旅行の広告	広告の表示方法	第10-6	取引条件の説明、契約書面及び広告	170
	12条の8	33	誇大広告の禁止	広告の表示事項	32		
	12条の9	34	標識の掲示	誇大表示をしてはならない事項	33		
	12条の10	34	企画旅行の円滑な実施のための措置	標識の様式	34	標識	170
	12条の11	35	旅程管理業務を行う者	旅程管理のための措置	第13-1	旅程管理（旅程管理措置）	170
	12条の12	35	旅程管理業務の登録	旅程管理業務に関する実務の経験	第13-2	”（旅程管理業務を行う者）	171
	12条の13	36	登録研修期間の登録	登録の申請	第14	登録研修機関	171
	12条の14	36	欠格事項		36		
	12条の15	36	登録基準等		37		
	12条の16	37	登録の更新	登録研修機関登録簿の記載事項	140		
	12条の17	37	研修業務の実施に係る義務	登録研修機関の登録の有効期間	37		
	12条の18	38	登録事項の変更の届出	研修業務の実施基準	38		
	12条の19	38	研修業務規程	登録事項の変更の届出	38		
	12条の20	39	業務の休廃止	研修業務規程の記載事項	39		
	12条の21	39	財務諸表等の備付け及び閲覧等	研修業務の休廃止の届出	40		
	12条の22	40	適合命令	財務諸表等の閲覧の方法	40		
	12条の23	40	改善命令	電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法	40		
	12条の24	41	登録の取消し等				
12条の25	41	帳簿の記載	帳簿の記載事項	41			
12条の26	41	報告の徴収					
12条の27	41	立入検査					
12条の28	42	観光庁長官による研修業務の実施	身分証明書の様式	42			
13条	42	禁止行為	研修業務の引継ぎ	42			
14条	43	名義利用等の禁止	禁止行為	44	第15-1	その他（禁止行為）	174
14条の2	44	企画旅行を実施する旅行業者の代理					
14条の3	45	旅行業者代理業者の旅行業務等					
22条の16	63	保証社員の旅行契約款の記載事項					

# 制度区分別索引表

施令＝施行令、施行規則、法規＝施行規則、契規＝契約等に関する規則、営業＝営業保証金規則、弁済規＝弁済業務保証金規則

区分	旅行業法		関係法		施行要領	
	項目	ページ	該当項目	ページ	該当項目	ページ
旅 行 業 協 会 制 度	22条の2 指定	54	施規42条 " 43条	54	旅行業協会の指定の申請 名称等の変更の届出	54
	22条の3 業務	55				
	22条の4 社員の資格及び加入	55				
	22条の5 社員の加入及び脱退の報告	55				
	22条の6 苦情の解決	56				
	22条の7 旅行業務の研修	56				
	22条の8 弁済業務保証金の供託	57				
	22条の9 弁済業務保証金の還付	57				
	22条の10 弁済業務保証金分担金の納付等	59				
	22条の11 還付充当金の納付等	59				
	22条の12 弁済業務保証金の取戻し等	60				
	22条の13 弁済業務保証金準備金	61				
22条の14 営業保証金の供託の免除	63					
22条の15 保証社員となつた場合の営業保証金の取戻し等	63					
22条の16 保証社員の旅行業約款の記載事項	63					
22条の17 弁済業務規約の認可	64					
22条の18 事業計画等	64					
22条の19 役員を選任及び解任	65					
22条の20 監督命令	65					
22条の21 指定の取消し	65					
22条の22 指定の取消し等の場合の営業保証金の供託等	66					
22条の23 指定の取消し等の場合の弁済業務	66					
22条の24 指定の取消し等の場合の弁済業務保証金等の交付	68					
15条 事業の廃止等	46		施規38条 " 39条	46 47	事業の廃止等の届出 法人の合併による消滅等の届出	

# 制度区分別索引表

施令＝施行令、法規＝施行規則、契規＝契約等に関する規則、営規＝営業保証金規則、弁済規＝弁済業務保証金規則

旅行業法		関係法規		施行要領		
区分	項目	ページ	該当項目	ページ	該当項目	
そ	18条の3	50	施規40条	47		
	23条	68	" 49条	68		
	23条の2	69				
	23条の3	70				
	24条	70	施令5条	140		
の	25条	70	施規50条	70		
	26条	73	" 50条の2	71		
	26条の2	74	" 56条	73		
他	27条	75	" 57条	74		
	28条	75	" 58条	75		
	29条	75				
	30条	76				
	31条	76				
	32条	77				
	33条	78				
	34条	78				
				死亡の届出		
				意見の聴取の手續		
			都道府県が処理する事務			
			法第25条の団体			
			解散等の届出			
			報告			
			身分証票の様式			
			経由機関			
				第15-2	その他（申請等の提出）	
					175	